

令和5年5月26日(金)

18:30~20:00

特定非営利活動法人ほっとあい 2023年度(令和5年度)通常総会

場所 中央公民館まちづくりルーム

総 会 次 第

1. 開会の言葉
2. 定足数の確認
3. 理事長の挨拶
4. 議長選出と議事録署名人の選出
5. 審議事項1
 - ・第1号議案 2022年度(令和4年度)事業報告
 - ・第2号議案 2022年度(令和4年度)決算報告
 - ・第3号議案 2022年度(令和4年度)監査報告
6. 審議事項2
 - ・第1号議案 2023年度(令和5年度)事業計画
 - ・第2号議案 2023年度(令和5年度)予算
 - ・第3号議案 定款の変更に関する事項
 - ・第4号議案 理事の改選に関する事項
7. 議長退出
8. 閉会の言葉

- ・その他

2023年度（令和5年度）通常総会資料目次

○理事長挨拶

○審議事項1

- ・第1号議案 2022年度（令和4年度）事業報告
 - 会員及び利用者の動向
 - サービス提供部門事業報告
 - I 住民参加型在宅福祉サービス
 - ① ファミリーサポートホームヘルプサービス
(外出支援・移動サービスを含む)
 - ② 「ほっとあいの家」(デイ・ナイト)
 - ③ 一般介護予防事業(通所型個別方式) [町委託事業]
ほっとあいの家と同時開催
 - ④ おしゃべりサロンほっとあい
 - ⑤ ほっとあい夢ステーション
 - ⑥ ほっとカフェ [町委託事業]
 - II 行政委託事業
 - ① 一般介護予防事業(訪問型個別方式)
 - ② 障害者等移動支援事業
 - ③ 介護予防(柴田町)支援事業
 - ④ 一般介護予防事業(通所型個別方式)(住民参加型で報告)
 - ⑤ ほっとカフェ(住民参加型で報告)
 - ⑥ 大河原町養育支援訪問事業・産前産後ヘルパー派遣事業
 - ⑦ 柴田町ひとり親生活支援・育児ヘルプサービス
 - III 障害者総合支援法 居宅介護
 - IV 介護保険事業
 - ① 訪問介護事業
 - ② 居宅介護支援事業
 - 組織運営部門事業報告
 - I 会議
 - II 委員会
 - III 研修状況
 - IV 地域社会・関連期間との連携、ネットワークとの連携
 - V ボランティアの受け入れ
 - VI 実習生の受け入れ
 - VII 助成金申請
 - VIII 寄付金
- ・第2号議案 2022年度（令和4年度）決算報告
- ・第3号議案 2022年度（令和4年度）監査報告

○審議事項2

・ 第1号議案 2023年度（令和5年度）事業計画

■ サービス提供部門事業計画

I 住民参加型在宅福祉サービス

- ① ファミリーサポートホームヘルプサービス
(外出支援・移動サービスを含む)
- ② 「ほっとあいの家」
- ③ 一般介護予防事業（通所型個別方式）[町委託事業]
ほっとあいの家と同時開催
- ④ おしゃべりサロンほっとあい
- ⑤ ほっとあい夢ステーション
- ⑥ ほっとカフェ [町委託事業]

II 行政委託事業

- ① 一般介護予防(訪問型個別方式)
- ② 障害者等移動支援事業
- ③ 介護予防(柴田町)支援事業
- ④ 一般介護予防事業(通所型個別方式)(住民参加型で報告)
- ⑤ ほっとカフェ(住民参加型で報告)
- ⑥ 大河原町養育支援訪問事業・産前産後ヘルパー派遣事業
- ⑦ 柴田町ひとり親生活支援・育児ヘルプサービス

III 障害者総合支援法 居宅介護

IV 介護保険事業

- ① 訪問介護事業
- ② 居宅介護支援事業

■ 組織運営部門事業計画

- I 会議
- II 委員会
- III 地域社会・関連期間との連携、ネットワークとの連携
- IV ボランティアの受け入れ
- V 実習生の受け入れ
- VI 研修・連絡会
- VII その他

・ 第2号議案 2023年度（令和5年度）予算

・ 第3号議案 定款の変更に関する事項

・ 第4号議案 理事の改選に関する事項

資料

- I 組織体系図
- II 組織体制図
- III 危機管理委員会
- IV 会議・委員会名簿
- V 経営リスク回避策 各種保険について
- VI 各事業の実施状況

令和5年5月26日（金）
特定非営利活動法人ほっとあい
理事長 坂本 一

令和5年度 ほっとあい通常総会へ向けて

ほっとあいがここ大河原の地で特定非営利活動法人としての営みを始めてから25年、四半世紀が経過しました。この間多くの方々がほっとあいに関わり、多くの方々の暮らしに関わりそして見送り、また袂を分かった方々も少なからずおりました。今年もこうしてほっとあいの総会に参集するみなさんと、ともに1年間の活動を振り返り、次の1年になすことを議論できること、そしてこのような場と機会を継続してこられたことは決して一朝一夕に実現できることではありません。みなさんと今年もこの場にあることを改めて互いに称え合いたいと思います。

ほっとあいがこうして四半世紀の歩みを実現できたこと背景には言葉の力があります。ほっとあいが始めた当初に掲げられた理念は、わたしたちがほっとあいに関わるきっかけとなり、様々な判断をするときの指針となってきました。「誰もが安心して共に暮らしていくことができる地域社会」「自分としての尊厳と生きる意欲を持ち続け自立して自分らしく暮らしていける地域社会」地域社会を捉える視点を明確に掲げその実現を目指したからこそ、賛同者を集め大きく道を踏み外す事なく進んで来られました。今後は少子高齢化がさらに進み、成長が期待しにくい経済状況が続く中で、社会不安が高まって行くことも予測できます。社会が大きく動揺するときその影響を深く受けて苦境に直面するのは、暮らしの基盤が揺らいでいる方々です。東日本大震災の経験からわたしたちはそのことを学びました。ほっとあいを通じた結びつきが大きな役割を担わなければならない場面もあるかもしれません。こうしてみなさんと結びあった手をさらに強く握りしめながら、次の歩みに踏み出しましょう。

会員及び利用者の動向

正会員 41名

賛助会員 72名

各事業の利用人数については資料VIを参照してください。

サービス提供部門事業報告

《活動目的》

特定非営利活動法人ほっとあいほ、高齢の方も、障害を持つ方も、子供達も、助けを必要とする誰もが人間としての尊厳と生きる意欲を持ち続け、自立して自分らしく安心して暮らしていくことのできる地域づくりと、生きがいのある長寿社会の建設に寄与することをめざします。

《活動理念》

誰もが安心して、人間としての尊厳と生きる意欲を持ち続け、自立して自分らしく暮らしていけるように支援していく。言い慣れ、聞きなれた理念ですが、簡単なことではありません。関連する機関、事業所、社会資源と連携し、必要な支援が提供されるように努めました。

《基本的接遇態度》

◎思いやり・笑顔・丁寧な挨拶・ことばづかい

下記の方針・倫理規定は、ほっとあいが設立当初から「尊厳を守るケア」の具体的方法として共有してきました。改めて、大切なこととして確認しました。

◎サービス提供方針・倫理規定

1. 一人ひとりが持っている生活習慣や文化、価値観を尊重します。
2. 生活の自立性が拡大するように介護します。
3. 安全の確保に留意します。
4. 予防的対処を優先するようにします。
5. 受け手が生活行為を自分で選択できるように介護し、自己決定権を尊重します。
6. 障害を持ちながらも生きる喜びと意義を見いだせるように介護します。
7. 社会との接触を持ちながら生活できるように介護します。
8. 綿密な観察をおこたらずに、異常を早く見つけます。
9. 他職種と連携を図って仕事を進めます。
10. 知恵と力を合わせて研修を行い、良質な介護サービスを提供します。
11. 守秘義務を守り、個人情報の保護に努めます。
12. 権利擁護、虐待防止、消費者保護の立場に立ち、早期発見に協力します。
13. 法令を遵守します。

I 住民参加型在宅福祉サービス活動

平成10年10月（1998年）に「困った時はお互いさま」の助けあいの精神を基盤にし、柔軟な思考と行動力を持ち、公的なサービスでは対象にならない、あるいは不足するニーズに柔軟に対応して安心して住むことができる地域づくりに協力しようと、住民参加型在宅福祉サービス「ほっと・あい」を立ち上げました。今年の10月で、満25年になります。

平成11年12月には、特定非営利活動法人格を取得して理念と目的使命を継承し、（申請趣意書）住民参加型の助け合い事業を軸に、地域のニーズでもあった介護保険事業にも参加して、NPO法人としての使命を実践してきました。

この25年間を振り返ってみますと、多くの出来事や変革がありました。令和4年度も、安心して生活できる地域づくりに貢献することを使命とするNPO法人として存続するため、一丸となって対応してきたように思います。

収支のバランスが取れるように、協力者が知恵を出し合いながら取り組みました。利用者の皆さんにも協力いただきました。「手作り作品の販売」「食材・野菜・米・タケノコ等の寄付・交換」「珈琲等丸恵商店さんの還元金」「備品の節約・寄付」など。また、冷暖房代の協力を継続して、お願いしました。無償ボランティア、低額有償ボランティア、地域ボランティア、参加者の皆さんに多面にわたり、支えられました。

公的事業の働き手の報酬の改善に協力するためにも、4つの委託事業を受託して頑張ってきました。しかし、日常的な活動に加え、契約・計画・報告・請求・コーディネート・連携等の仕事量が増えました。活動の担い手である協力者の高齢化に伴い、現在の活動の継続のハードルが高くなってきています。

これまでは、支える側に立って活動することがほとんどでしたが、近年は、支え手である協力者と、助けられる側である利用者の年代が近づき、「支え合う。助け合う。そなえ合う。」まさに、我がこととなってきたことを実感しています。これから、ほっとあいは、どうしていくのか。特定非営利活動法人として問われるところだと思います。両輪の意味について、「温故知新」、初心に戻って考えるときが来たと感じました。

若い世代の皆さんを中心に「ほっとあい交流会」の実施に向けて、計画が進められました。一緒に活動することに楽しさと力強さを感じました。

担い手不足については、繰り返し話題に上りました。担い手の不足は、ほっとあいに限ったことではありません。日本全体の課題です。まずは、「できることを、できる人が、できる時に、行っていこう。今あるものが宝。大切にしていこう」との考えに立ち返りました。

新型コロナウイルスの感染拡散防止のため、3つの密（密閉・密集・密接）にならないように、換気・マスク着用・うがい・手洗い・細目な除菌・参加者全員の体調の確認を継続して行いました。外部からのボランティアの皆さんには、感染防止の取り組みに協力していただきました。また、一部はボランティア活動の休止を継続しました。「ウィルスは身近にある」と考え、油断しないように声を掛け合って、過ごしました。

住み慣れた地域・自分の家で安心して生活を続けるために必要な支援は、1人1人異なり、多様です。

「住民参加型在宅福祉サービスほっとあい」の各活動が、ご家族・ご近所・医療、介護の公的支援や社会福祉協議会等関連機関との連携の中で生かされ、微力ではありますが、お役に立つことができると願って活動しました。

ほっとあいの家や外出支援の際に、協力者個人の車両を使用するにあたり、万が一の事故に備え、車両の提供者と利用者の保証を充実させるため、社会福祉協議会が仲介する、送迎車両保険に加入しました。また、車両の使用に関する、マニュアルを作成しました。

① ファミリーサポートホームヘルプサービス

「困ったときはお互いさま」の助け合いの精神に基づく活動を行い、自分らしく暮らしていけるよう支援し、心のケアも大切に行いました。

◎ 協力者実人数 (22人) 延べ件数 : 831件

◎ 利用者 (25人) 延べ時間 : 882.5H

[利用時間内訳]

◎ファミリーサポート軽介護 : 230H

◎家事支援 : 578H

◎外出支援 : 74.5H

[利用者の状況]

- ・ 年齢、障害に関わらず支援を必要としている方
- ・ 高齢の二人暮らしの方・精神障害の方の支援
- ・ 男性、女性の一人暮らしの方

[内容]

- ・ 家事援助・庭の整備、窓拭き、病院への付き添い、透析室での見守り、お墓の草取り、ゴミ分別支援、大掃除 (片づけ)、買い物支援、視覚障害者等外出支援、服薬支援、調理の支援、
- ・ 畑づくり、障子はり

[外出支援・移動サービス 利用者 (5人)]

- ・ 主に通院や買い物に伴う外出支援を行いました。ガソリン代実費。

※地域包括支援センターと連携を取りながら安心した生活ができるよう支援を行いました。元気を取り戻した方、「手伝っていただき助かっています」「来てもらうのを楽しみにしています」との声が多く聞かれました。障子をはりを数人で一気にいき気持ちよく生活できるように支援しました。

- ◎ ニーズの多様化に伴い、主旨に賛同していただいた方に協力者になっていただきました。
- ◎ 人材確保が常に課題でした。調理の協力者、生活支援の協力者が増えました。
- ◎ 定例研修会への自主参加、自主事業でのミーティング研修等で、活動の質の向上を図りました。
- ◎ 助け合い・支えあい活動のハンドブックを活用して再確認することができました。
- ◎ マニュアルの見直し (安全衛生・緊急時の対応等) を行いました。
- ◎ 助け合い・支えあい活動でのミーティング (2ヶ月に一度) 利用者状況を共有して一貫した支援活動を行うことができました。ファミリーサポートスタッフラインを立ち上げました。

- ◎ 協力者の調整は要望を聞きながら行いました。
- ◎ コロナ対策のため利用者・協力者に体温を測っていただき体調確認を行いました。

② ほっとあいの家 151 回開催（月・水・土）会員登録者

[利用者]

デイ	登録者 21 人	延べ 1,159 人	
ナイト	利用者 2 人	延べ 3 人	

[ボランティア]

有償ボランティアスタッフ	13 人	延べ 1,162 人	介助・送迎・掃除・事務・企画・コーディネート等のスタッフ活動
無償ボランティアスタッフ	10 人	延べ 345 人	寄り添い・食事準備・片づけ・傾聴等掃除・趣味活動支援 等
ボランティア団体	4 団体	8 回	大河原中学校ボランティアクラブ オカリナクラブ アップルハーモニー 人形劇とお楽しみ（宍戸さん他）
ボランティア個人	3 人	40 回	一緒に運動・ギターと一緒に・オカリナと一緒に

③ 一般介護予防事業（通所型個別方式）

151 回開催（月・水・土）大河原町委託事業

◎利用者 [13 人 （3 月末 10 人） 延べ：420 人]

- ・ 月の目標：実人数 15 人 月の平均利用者実績 40 人でしたが、実績は月の平均利用者実績は約 35 人でした。
- ・ レフィル予防・生活目標を計画し、毎月報告書を町に提出しました。
- ・ ほっとあいのおしゃべりサロンと同時開催でした。
- ・ 受託するにあたっては、収支予算書を添付して入札する等、事務処理等の負担が大きい事業でした。

④ おしゃべりサロンほっとあい（居場所） 会員登録不要

160 回開催（月・水・土）ほっとあいの家と併設で実施

◎利用者 [21 人 延べ：573 人]

◎無償ボランティア：158 人 有償ボランティアスタッフ：1162 人

- ・ 年齢や障害の有無を問わず地域の皆さんに参加いただき、一緒に地域の力を高めるように努めました。スタッフも参加者としてカウントしています。
- ・ 「一緒に夕ご飯」 コロナ禍のため休止を継続いたしました。
- ・ 利用料の変更 800 円→900 円（参加料 200 円・昼食飲食 600 円・光熱協力金 100 円を追加）
- ・ 「和服のリフォーム」は、第 1 木曜日実施しました。

主な内容

『ほっとあいの家』『一般介護予防事業（通所型個別方式）』『おしゃべりサロンほっとあい』共通

- ・ 協力者（スタッフ）は全員ボランティア（有償・無償）ですが、それぞれ役割をもって活動をしていただきました。

- ・ 「見る人・見てもらう人」関係ではなく、一日を一緒に過ごす仲間であること、誰にでも役割があることを大切にしました。
- ・ 家庭的な雰囲気を大切に、一人ひとりの状況や要望をみんなで考え、工夫しながら、活気ある一日を楽しく過ごしました。
- ・ 「会う人がいる」「話す人がいる」「やることがある」その日の参加メンバーによってさまざまな活動が展開され、楽しく元気に一日を終えて、みんなで感謝して帰宅できるようにしました。
- ・ 月ごとの計画カレンダーを作成し配布しました。ホームページにはカレンダーと活動の様子を掲載しました。
- ・ 感染予防・食中毒予防に取り組みました。
- ・ 協力者の皆さんには、有償ボランティアとしてだけでなく、無償のボランティアとして、庭の清掃や大掃除、出会った方への寄り添い、思いやりのある活動をしていただきました。
- ・ 大河原中学校のボランティアクラブの皆さんの参加で、元気をもらいました。
- ・ 大河原小学校の生徒さんとのオンラインでの交流を行いました。

具体的な活動内容

役割活動	朝の会の司会・献立書き・古来の月の読み方・早口言葉・「いただきます・ご馳走様」体操の声かけ・帰りの会の司会・手帳渡し・洗濯たたみ・茶飲み茶碗等の洗い物・下膳・・・等
趣味活動	習字・料理・朗読・カレンダー作成・四季のオブジェ作成・唄・季節の手作り製作
運動機能の維持向上	ラジオ体操・リハビリ体操・音楽に合わせた体操・「輪・ダンベル・セラバンド・棒」を使った運動・ゲームを取り入れた運動（スティックバレーボール・カーリング・ボーリング・タオルでポン・ロール倒し・輪投げ・・・）
脳の活性の取り組み	脳トレーニングシート・ゲーム・コミュニケーション・回想・言葉・指トレ麻雀・トランプ・オセロ等・音楽・劇・その他
口腔機能の向上・誤嚥防止の取り組み	口腔ケア・口腔体操・早口言葉等・その他
地域のボランティアさんの協力による活動	地域との交流、ボランティアの受け入れ、地域福祉の推進を図りました。 「一緒に運動」「ギターと一緒に唄おう」「和服のリフォーム」「アップルハーモニーコンサート」「お話とおカリナ」はコロナ感染対策をとり開催。 「一緒にお料理」「健康マーじゃん」「ハンドケアきらり」「お茶会」「大河原商業高校 JRC ボランティア」は引き続き休止していただきました。大河原小学校のオンライン事業への協力・中学校のボランティアクラブのメンバー参加・避難所開設訓練への参加 ・寄り添いボランティア・片づけ・環境美化・手作り・傾聴・その他・・・
その他の行事等	お花見・七夕会・夏の終わりの夏祭り・芋煮会・運動会・避難訓練・クリスマスコンサート等

◎ナイトケア

- ・ 年度の途中からでしたが、消防法の問題・ニーズの減少・担い手確保等の問題等で、事業としての扱いを取りやめました。

⑤ ほっとあい夢ステーション（居場所）

- ・ コロナ禍のため休止を継続しました。

⑥ ほっとカフェ

47回開催（金）（大河原町委託事業）

◎参加者 459人（利用者 32人 延べ331人）（スタッフ5人 延べ128人）

- ・ 参加者は認知症の方に限らず、地域のどなたでも参加が可能。認知症当人の方にも参加していただきました。パーソンセンタードケア。他人ごとではなく、自分のこととして学ぶことも多くありました。
- ・ お話（「認知症かも」「子育てについて」「物忘れが多くなったら」「思い出しカード」「お料理」等身近な生活の話題・・・・・・・・）
- ・ 唄（民謡・童謡・歌謡曲・懐メロ・抒情歌等）
- ・ 口笛コンサート
- ・ おやつづくり（干し柿・へそ大根・どら焼き・ホットケーキ・ポップコーン等）
- ・ 製作（折り紙・お雛様・七夕・リンゴの貯金箱等）
- ・ お花見ドライブ
- ・ 体操・ゲーム・踊り
- ・ 研修（地域包括支援センター主催・オンライン研修に参加「認知症サポーター養成講座」）
- ・ カフェの様子をInstagramで発信（随時更新）
- ・ 参加者、それぞれの、してみたいこと、できることを大切に取り組みました。

助成金

- ・ 令和3年度 福祉ボランティア活動団体助成金（大河原町社会福祉協議会）20,000円
①サーキュレーター購入（集いの場の空気循環環境整備）②教材購入（趣味活動の充実）

スタッフ間の情報の共有

- ・ 毎月第3木曜日の午前中に研修とスタッフミーティングを行いました。駐車場の確保の必要性やコロナ禍の対策のため、公民館を会場にして実施しました。
- ・ ファミリーサポートスタッフ情報交換会を新たに開催しました。
- ・ 自主事業（ほっとあいの家スタッフ）ラインに加え、ファミリーサポートもラインを立ち上げました。

ありがとうカードの発行継続と循環の取り組み

ありがとう券の循環の費用は、皆さんにご協力をいただき、自ら生み出しました。また、支援金の匿名の寄付がありました。（手作り品・野菜・そのた。寄付していただきました。オータムフェスティバルに参加。）

- ・ おしゃべりサロンの参加費として換金する際の財源となり、ほっとあいサロンの収入として循環しました。手作り作品の材料費ともなりました。
- ・ ありがとうカードとは、うれしい気持ちを形にしたカードです。おしゃべりサロンや、夢ステーション、ほっとあいの家、ほっとカフェの参加の時にも使えますが、金券とすることが趣旨ではありません。もらったカードは、感謝の気持ちを伝えたいときなどに「ありがとう」の言葉と一緒に渡しました。目指すところは、ありがとうの循環です。
- ・ スタッフ同士の助け合いに、状況により活用することもありました。

住民参加型在宅福祉サービス部門定例研修会

- (1) スタッフミーティング (役割)、ケースカンファレンス (記録・連携)
- (2) コロナウィルス対応協
- (3) 次月の活動計画案について
- (4) 備品の調達に関すること (助成金事業)
- (5) 自立支援、予防介護、利用者参画、趣味活動・社会貢献活動の場について
- (6) サービスの内容、利用料、チラシ、帳票等事業の取り組み等について検討
- (7) ありがとう券の循環のための資源の調達 (手作り・野菜等の売り上げ等)
- (8) 自主事業の収支のバランスと、自立について (自主事業の経営改善)
- (9) 法人の運営状況・事業状況について (法人の経営改善について)
- (10) 事業の意・利用者の増員・賛助会員の増員に関すること
- (11) オブジェ・季節の手作り品等について
- (12) なぜ、有償ボランティアなのか (スタッフ同士の助け合いの柔軟性)
- (13) 研修

R4	4月	安全運転の心得
	5・6月	避難確保計画について・洪水想定訓練について
	7月	熱中症が疑われるとき・食中毒予防
	9月	個人情報の保護と守秘義務
	10月	高齢者虐待防止法の理解
	11月	居場所の約束・有償ボランティアの基本的事項
	12月	緊急時対応・ヒヤリハット
R5	1月	接遇・認知症ケアについて・安全運転
	2月	サービス提供の基本方針・倫理
	3月	ほっとあいの活動の経緯 (助け合い事業の立ち上げと位置)

II 行政委託事業

町との連携を深め、定期的に利用者の方の状況報告を行い、随時話し合いを持ち、適切なサービスを提供しました。

- ① 一般介護予防事業(訪問型個別方式)
 - ・ 委託登録利用者6名 延べ251時間
 - ・ 住み慣れた地域で、自分らしい生活が続く事を目標に、個別の計画書を作成し、役割を持って生活が出来るよう支援しました。
 - ・ 感染予防対策の為マスクの着用、手指の消毒を行いました。
 - ・ 町との連携、情報交換を行い、毎月の生活状況報告書と精算書類の提出を行いました。
- ② 障害者等移動支援事業
 - ・ 利用者1名(視覚障害者) 利用回数21回 延べ19時間30分
 - ・ 日常生活に必要な買い物やいろいろな手続き等に同行し、安心して移動できるように支援を行いました。
 - ・ 利用者への適正なサービスと心のケアに心がけてきました。
 - ・ 感染予防対策の為マスクの着用、手指の消毒を行いました。
 - ・ 町との連携、情報交換を行い、毎月の報告と精算書類の提出を行いました。
- ③ 介護予防居宅介護(柴田町)支援事業
 - ・ 利用者4～6名/月のケアマネジメントを行いました。
 - ・ 地域包括支援センターとの連携、情報交換を行い毎月の給付書類の提出を行いました。

- ④ 一般介護予防事業（通所型個別方式）〔ほっとあいの家と同時開催〕
（詳細は住民参加型在宅福祉サービスに掲載）
- ⑤ ほっとカフェ（金曜日）〈 詳細は住民参加型在宅福祉サービスに掲載 〉
- ⑥ 大河原町養育支援訪問事業
 - ・ 利用者（1人）
 - ・ 協力者（4人）
 - ・ 28回、28時間

産前産後ヘルパー派遣事業

- ・ 利用者（1人）
 - ・ 協力者（2人）
 - ・ 3回、3時間
- 困難な事例でした。常に情報共有が必要な活動でした。

- ⑦ 柴田町ひとり親生活支援・育児ヘルプサービス
 - ・ 利用者（1人）
 - ・ 協力者（3人）
 - ・ 7回、8時間

○年代の相違を感じた活動でした。3者（利用者、子ども家庭課、支援者）の細やかな話し合いが必要と感じました。

Ⅲ 障害者総合支援法 居宅介護

1. 大河原町3名・柴田町1名 計4名の利用者へサービスを実施しました。
2. 集団指導はコロナウイルス感染対策としてオンライン会議に参加し、適切な運営に努め運営規程の見直し、身体拘束の指針を作成しました。
3. 利用者との信頼関係の構築に努力し、町の担当者、保健師、相談支援事業者との連携を図り、個々の利用者への対応を検討しました。
4. 感染症予防対策の為マスク、手指の消毒を徹底しました。

Ⅳ 介護保険事業

新型コロナウイルス感染症が発生する中であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制の構築の取組推進に努めました。

私たちは、いつでも、だれでも、安心して暮らせる社会を目指しています。知識と力を合わせ、良質な介護・福祉サービス提供と健全な事業運営の為に地域住民の福祉向上に努めています。

1. 「尊厳を大切にケア」「介護予防」「自立支援」「自己決定の尊重」「サービスの継続性」「権利擁護」「医療・保健・福祉・地域との連携」「個人情報の保護と情報の共有」などの視点で活動を行いました。
2. 介護保険の理念・法人の理念の共有やサービスの質の向上を図り、個々のキャリアアップに努めました。
3. 法令を遵守しました。
 - ・ 社会福祉法・介護保険法・障がい者福祉法その他の関連法、運営基準、運営規定を順守しました。

- ・ 法令遵守の実施状況を、法令遵守担当者（理事長）と各管理責任者とが協力して把握しました。（法令遵守チェックシート）（毎月の給付管理適正自己管理表）（人員基準や、運営設置基準の適正管理表）
 - ・ 法令遵守マニュアル（行動規範）に基づき、研修を行いました。
4. 「介護サービス情報の公表」の調査項目を事業の自己評価に活用しました。
 5. 関連マニュアルや、計画を定期的に見直しました。
 6. 研修は新型コロナウイルス感染防止を図る上で内部は紙上（感染状況により参集あり）、外部はオンライン研修で参加を行いサービスの質の確保に努めました。
 7. 処遇改善加算の目的であるキャリアパス制度（介護保険制度の目的や法人の目的を理解し、サービスの質の向上を図りながら、継続して職務に取り組む者を評価し手当を支給する）をうけ、及びスタッフの評価を取り入れ（定例会・外部研修参加状況・法人スキルアップ研修への参加状況）処遇改善手当の支給に反映できるようにしました。
 8. 緊急災害時（水害・火事・地震等）の訓練を実施しました。
 9. 新型コロナウイルス感染症の対策に必要な衛生環境を整えました。

① 訪問介護事業

1. 介護サービスの基本方針を繰り返し説明し、常に周知徹底を図りました。
2. サービス提供責任者がサービス提供の健全化、質の向上を図るようにしました。
3. 訪問介護計画書を作成し、サービス内容を説明、同意を得て行いました。
4. 定期的な会議を継続し協力者全員で利用者の状況把握に努めました。
5. ケアマネジャー、地域包括支援センターその他関係機関への報告、連絡、相談などの連携を図り、利用者の状況、目標の達成等についての報告を書面にて行いました。
6. 大河原訪問介護事業所連絡会の開催は無く、連絡会で担当を決め次年度に向け再開する予定になっています。柴田町訪問介護部会への参加も続けています。
7. 利用者へのモニタリングを継続し、サービス内容や要望を確認し、相談、苦情の早期発見に努めました。
8. 個人情報保護・プライバシーの保護の徹底を図るため、研修会などで繰り返し周知しました。
9. スキルアップ研修は、コロナウイルス感染対策の為2回は資料を配布し検討を紙面上で行い、実技研修は管理者、サービス提供責任者が活動に同行しアドバイスを行いました。
10. サービス活動マニュアルの充実に取り組み、入浴拒否の利用者への対応を検討し結果をまとめ全員に配布し今後の対応に繋げました。
11. サービス提供が確実にいけるよう、活動前日、当日の活動終了の確認を継続しました。
12. 新型コロナウイルス蔓延防止のため、手洗い、手指の消毒、マスク着用を徹底し、朝の検温報告・記録を行い介護員の体調管理を継続しました。
13. 感染症予防の研修を行い、衛生管理の周知徹底を図り、手袋・手指の消毒液、ハンドソープ、使い捨てエプロンの配布を継続しました。
14. 介護事故予防のためのサービス提供危機管理を徹底し、事故発生時の対応について研修、確認を行い、速やかに処理できる体制作りに努めました。
15. 満足度調査を実施し、より質の高いサービスが提供できるように対応を検討し、結果を利用者の方全員に配布しました。ほっとあいホームページに掲載予定です。

16. 利用者の変動に合わせた連絡体制の整備を継続し、非常災害時に備えました。
17. 介護員の心身の健康に気を配り、チームワークを大切に活動に取り組みました。

② 居宅介護支援事業

1. 入退院に伴う情報提供や退院調整等は、新型コロナウイルス感染予防のため直接の面会が制限されているので文書を活用し実施しました。(みやぎ県南中核病院、金上病院、船岡今野病院、仙南病院、南東北病院、大泉記念病院、川崎こころ病院、広南病院)
2. 新規、更新時は必要に応じて、受診に同行して積極的に主治医との連携を図りました。医療度の高い方や精神疾患の方へ主治医や訪問看護と連携して対応しました。また連携する機関と顔の見える関係性づくりを心がけました。
3. 関連機関、民生委員、地域包括支援センター、保険者等との連携を図りました。
4. プランを作成するにあたっては、アセスメントのための情報収集シート 128 を活用し、主治医や関連事業者と意見を交わしたりして根拠のあるケアプラン作成に努めました。
5. 「権利擁護」について年に一度の研修を受け取組を行いました。
消費者保護に関しては「みやぎの消費生活情報」等を毎月確認して、利用者・家族に意識を高めてもらうようにしました。
6. 認知症カフェ（ほっとカフェ）開催時は専門職として参加し、適宜介護相談に対応しました。
7. 地域包括ケアシステムの構築を推進するための「地域ケア会議」において、個別の事例提供を行い、自立支援に向けた取組について検証しました。
8. より質の高いサービスを提供できるよう、できるだけ外部研修へ参加するように努めました。また研修内容を情報共有しました。(オンライン研修活用)
9. 災害時持ち出しバッグの利用者情報の更新を定期的に行い、災害時の対応方法については事業所全体で「防災対策の確認」・研修を行いました。
10. スタッフの心身の健康を保つことができるように互いに協力しました。
11. 新型コロナウイルス感染症に関するマニュアルの追加を行う等、マニュアルの見直しを行い、更に内容の充実を図りました。
12. 「特定事業所Ⅲ」としての加算算定要件体制を引き続き整えました。
 - ・ 地域の事業者や活用できる社会資源の状況、保健医療及び福祉に関する諸制度、ケアマネジメントに関する技術、利用者に関する情報の伝達を目的とした会議を定期的に週1回程度開催しました。
 - ・ 事業所内で困難事例へのケースカンファレンスを随時行いました。
 - ・ 大河原町内の他の特定事業所との合同事例検討会を年間2回実施しました。
 - ・ 「特定事業所集中減算」とならないよう法令遵守に努めました。
 - ・ 実習生の受け入れをしました
13. 介護予防受託体制を整え、予防プラン作成を引き続き行いました。

組織運営部門事業報告

1. 支え合う人間関係の必要性について地域に発信して有償・無償のボランティア参加者が増えて近隣で助け合える「地域力」が向上するように協力するため、ファミリーサポート・移動サービス・土曜サロン・ほっとあいの家の協力者の増員を図りました。

2. 「信頼されるNPO7つの条件」に基づいて、ほっとあいのあり方を、繰り返して点検する必要を確認することが今後も必要です。
3. 風通しのよい組織環境を醸成することに努めました。
4. 求められる担い手を確保するため、ハローワークを通して採用活動に取り組みました。
5. これまでのネットワークを継続しました。
6. 理事会・事務局会議・委員会・研修を計画に沿って実施しました。ボランティアの受け入れ・実習生を受け入れました。

I 会議

(1) 2022年度（令和4年度）通常総会 2022年6月3日 開催

(2) 定例会議（定例研修会終了後）

- ・ 法人からの報告及び連絡等を行いました。
- ・ 事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業）ごとに、利用者に関する情報・サービス提供に当たっての留意事項の伝達・職員の技術指導等を目的とした会議を実施しました。
- ・ 協力者、各管理者、責任者とで各部門で業務改善に関する話し合いをしました。
※新型コロナウイルス蔓延防止の為定例研修会が紙上研修となった場合は、定例研修会も紙上で行いました。

(3) 理事会・事務局会議

- ・ 事業の進捗状況・収支状況について報告・確認・検討を行いました。また時期を得た必要事項の検討を行い、NPO法人の方向性を違えることの無いように、事業が行われるように図りました。

【理事会】

- | | |
|-------|---|
| 4月15日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度定期総会について（予算案、総会資料、年間計画） ・ 2022年3月収支について ・ 委員会について ・ コロナ対応について ・ 慶弔費等について ・ 通所介護事業の廃止届けについて ・ 定款・定款細則について ・ 面談について ・ 認知症地域支援推進員の選出について |
| 5月27日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度定期総会について（予算案、総会資料、役割分担、理事の選任） ・ 定款・定款細則について ・ 2022年4月収支について ・ コロナ対応について ・ ヘルパーさんの有給について ・ 監事提案事項について ・ 賃金改定会議内容・日程について |
| 7月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022年度5月・6月収支について ・ 上四半期の収支について ・ ほっとあい交流会について ・ 理事の選任について |

- ・監事提案事項について
- ・次年度総会審議事項について
- ・残業時間について
- ・業務管理、法令遵守について
- 9月22日 2022年7月・8月の収支について
- ・上半期監査会の日程について
- ・ほっとあい交流会について
- ・私有車の業務使用に関する規程について
- ・職員の雇用について
- ・ファイルメーカー更新について
- 11月25日 2022年9月・10月収支、上半期収支について
- ・上半期監査報告会について
- ・ほっとあい交流会について
- ・車輛の業務使用に関する規程について
- ・消防関係について
- ・貸金システムについて
- 2023年 2022年11月・12月収支について
- 1月27日 2023年度予算案について
- ・ガソリン代の見直しについて
- ・貸金システムについて
- ・ほっとあい交流会について
- ・三十六協定について
- ・タント車検について
- 3月24日 2023年1月・2月収支について
- ・2023年度予算案について
- ・2023年度定期総会について
- ・委員会について
- ・長期借入金返済について
- ・貸金システムについて
- ・ほっとあい交流会について
- ・事業活動包括保険更新について
- ・令和5年度個人面談日程について

【事務局会議】

- 6月24日 2022年度定期総会での提案事項について
- ・2022年5月収支について
- ・貸金改定会議内容について
- ・ケアマネジャー採用について
- ・火災保険更新について
- ・パソコン購入検討について
- ・自主事業光熱費について
- ・監事さんからの提案について
- ・防災（水害対策）について
- ・賛助会費の使用用途について
- ・訪問 部門研修・暑さ対策について
- 8月26日 2022年7月収支について
- ・ほっとあい交流会について
- ・私有車の業務使用に関する規程について
- ・労働時間・貸金について

- ・職員の雇用について
- ・次年度総会審議事項について
- 10月28日 ・2022年9月、上半期収支について
- ・上半期監査報告会日程について
- ・ほっとあい交流会について
- ・私有車の業務使用に関する規程について
- ・職員の雇用について
- ・消防関係について
- ・福利厚生について
- 12月23日 ・2022年11月収支について
- ・車輛の業務使用に関する規程について
- ・貸金システムについて
- ・回覧について
- ・ほっとあい交流会について
- ・建物の老朽化対策について
- ・障害について
- 2023年 ・2023年1月収支について
- 2月24日 ・2023年度予算案について
- ・貸金システムについて
- ・ほっとあい交流会について

(4) 各部門会議

1. サービス担当部門

構成メンバー 各事業の管理者、サービス提供責任者、ケアマネジャー

- ・ サービス提供に係る調整、情報交換、報告（法令遵守・ヒヤリハット・虐待事例）、連絡、相談を行い、問題を共有し連携して対応しました。
- ・ 苦情、事故、緊急対応時の利用者、協力者窓口として問題の解決にあたりました。
- ・ 定例会、研修会開催、外部研修会参加に関することを相談し、サービス内容の質の向上を図りました。
- ・ 協力者の心身の健康に関することや事業運営に関する事についても話し合いを持ちました。

- 4月15日 ・5月内部定例研修計画の確認
- ・総会資料作成の日程について
- ・環境美化週間について（除草場所確認）
- ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守確認
- ・各事業の利用者状況について
- 5月20日 ・総会資料作成進捗状況の確認
- ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守確認
- ・各事業の利用者状況について
- 6月17日 ・7月内部定例研修計画の確認
- ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守確認
- ・業務管理体制の確認
- ・各事業の利用者状況について
- 7月15日 ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守確認
- ・各事業の利用者状況について
- 8月19日 ・9月内部定例研修計画の確認
- ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守確認
- ・各事業の利用者状況について

- 9月17日
 - ・10月内部定例研修計画の確認
 - ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守確認
 - ・各事業の利用者状況について
- 10月21日
 - ・11月内部定例研修計画の確認
 - ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守の確認
 - ・各事業の利用者状況について
- 11月18日
 - ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守の確認
 - ・各事業の利用者状況について
- 12月16日
 - ・令和4年1月内部定例研修計画の確認
 - ・年末大掃除、年末年始休み、年末携帯当番、正月飾りについて
 - ・私有車業務使用について
 - ・各事業の情報共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守の確認
 - ・各事業の利用者状況について
- 2023年
 - 2月内部定例研修計画の確認
- 1月20日
 - ・年末年始の状況確認
 - ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守の確認
 - ・各事業の利用者状況について
- 2月17日
 - ・次年度の年間内部研修計画について
 - ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守の確認
 - ・各部門の利用者状況について
- 3月16日
 - ・4月内部定例研修計画の確認
 - ・各委員会の令和4年度実施状況について
 - ・次年度内部研修計画について
 - ・各事業情報の共有、ヒヤリハット・虐待事例の共有、法令遵守の確認
 - ・各事業の利用者状況について

II 委員会

1. 危機管理委員会

- ・ 理事会を中心に事務局・サービス担当部門・組織運営部門と委員会（危機管理・広報・高齢者虐待防止・安全衛生・地域交流企画・介護事故防止）で危機管理委員会を組織し、危機を防止し、発生時には、マニュアルのフローチャートにそって役割を分担し、早急に対処できるようにしました。
- ・ ほっとあい法令遵守対応マニュアル（これは、介護保険制度の業務管理体制を整備し遵守する指針の役割を果たすもの）で、法人としての目的・理念を違えることなく継続していくため管理責任者と協力して業務管理体制のチェックを行いました。

2. 安全衛生委員会

- ・ 健康診断の結果提出の呼びかけを行い、スタッフの健康が保持されるように個別的に健康相談やアドバイスを行いました。
- ・ 予防注射（インフルエンザ）を実施しました。
- ・ 検便検査を実施しました。
- ・ 食中毒・感染症の予防・まん延防止について研修し最新の情報提供を行いました。（紙上研修）
- ・ 来訪者の方の検温、感染症に係る健康チェックの記入をお願いし保管の継続をしています。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、事業所全体で取り組み、経緯の記録を行いました。
- ・ 3名の職員がコロナウイルスに感染し（家族より）厚生労働省指針をもとに対応を行いました。（小学校休業対応助成金を利用し特別休暇取得 2名）

- ・ コロナウイルス抗原検査キットを配布し体調不良時や、感染が疑われる場合等に使用することとし、感染の早期対応に努めました。キット使用後は事務所へ報告をもらい予備を配布しています。
 - ・ 利用者の方へ熱中症や感染予防などについて情報を提供しました。(パンフレット配布)
 - ・ 67歳定年後継続雇用対象者の方と面談し健康相談を行いました。
 - ・ 除草作業の日程調整をして建物周囲の環境美化に努めました。(年間2回実施)
3. 高齢者虐待防止委員会
- ・ 虐待等の早期発見に努め、定期的に確認しました。
 - ・ 虐待が疑われる事案の発生はありませんでした。
 - ・ 委員会のメンバーの責務及び役割を明確にし、定期的に研修等を開催しました。
4. 介護事故防止委員会
- ・ 事例をもとに、マニュアルを見直したり緊急時対応について確認したりしました。
 - ・ 危険予知の研修を通して、自己覚知につながる研修を行いました。
- (苦情処理)
- ・ 苦情の原因究明・再発防止策・研修・ヒヤリハット・事例の記録管理を行いました。
 - ・ 利用者・協力者それぞれの苦情窓口担当の周知を行いました。誠意のある早急な対応が解決と信頼関係の再構築には大切であることを、確認しました。
5. 広報委員会
- ・ 委員会の活動は年5回行いました。
 - ・ ほっとあい全体の活動をお知らせするパンフレットを見直し、発行しました
 - ・ 「ほっとあい通信」を年2回、令和4年7月、令和5年1月に発行しました。
 - ・ ホームページの更新を随時行いました。
 - ・ 年賀状作成を行い、利用者様・協力会員様や各事業所等に出しました。
6. 地域交流委員会 (下記について情報を共有し、地域活動に参加協力して、交流を図りました)
- ・ 令和3年度の連携を継続しました。
 - ・ 地域福祉活動推進に協力しました。
 - ・ 地域たすけあい活動に関する情報の共有を行いました。
 - ・ 地域支え合い体制づくり・尊厳あるケアネットワークづくりの協働に協力しました。
 - ・ 新しい地域支援事業の推進に協力しました。
 - ・ 介護保険事業の利用者への適切なプランやサービスの提供、権利擁護を図るとともに大河原町等における介護保険事業の円滑な推進に協力するため、医療介護、担当課・大河原町社会福祉協議会等の関連機関との連携・情報の共有・研修・ネットワークへの参加を行いました。
 - ・ オータムフェスティバルに参加しました。
 - ・ 大河原小学校・中学校との取り組みに協力しました。

地域への発信・協力・交流

- ・ 大河原町ボランティア連絡会参加団体・大河原町社会福祉協議会理事会・生活支援サービス事業者等との情報交換や連携を行いました。
- ・ 大河原町生活支援体制整備事業「地域ぐるみの支え合い会議」のメンバーとして参加しました。
- ・ 支え合う人間関係の必要性について、大河原町・大河原町社会福祉協議会や宮城県社会福祉協議会・さわやか福祉財団・宮城県等と連携協力しました。
- ・ 生活支援サービスを実施している大河原町社会福祉協議会・生協暮らしの助け合い・シルバー人材センター等との情報交換会の必要性を提案し実施されました。

- ・ 他市町村の研修会で「住民参加型の活動について」講話や助け合いのきっかけづくりのワークショップを行いました。(大崎市・美里町・山元町・鳴子町・山形市等)
- ・ みやぎいきいき学園気仙沼校で「シニアの社会貢献活動」の講話とワークショップを行いました。
- ・ ほっとカフェ（認知症カフェ）の活動をとおして、連携が広がりました。認知症カフェのネットワークに入りました。
 - 5月：元気アップ in おおがわら・地域包括ケア推進会議
 - 6月：認知症ケア対応の促進研修
 - 7月：住民向けのアルツハイマーデーの取り組み・任意後見制度についての研修
 - 8月在宅医療介護多職種連携オンライン会議
- ・ 認知症推進員として活動しました。
- ・ 大河原中学校：ボランティアクラブの生徒さんによる土曜日ボランティア参加
- ・ 大河原中学校避難所開設訓練参加
- ・ 大河原小学校：3 学年福祉教育～年を取ってどんなこと～・金ヶ瀬小学校：福祉体験学習協力

7. その他（地域のごみ問題を考える）

[防災関連担当者会]

- ・ 委員会としての位置づけ活動はありませんでした。危機管理の視点で行いました。
- ・ 震度5強以上を想定した、法人の対応・連携について検討し、各事業の管理責任者と理事長、副理事長とで防災ライン立ち上げました。利用者情報・協力者情報、安否確認の共有等を行いました。
- ・ 各部門で日常点検チェック表を作成し、日々の防災及び防犯に関する確認を行いました。
- ・ 定期点検としてガス関係の点検を実施しました。
- ・ 水害想定避難訓練は実施しました。
- ・ 火災想定防災訓練を実施し、振り返り・防災教育を行いました。
- ・ 地震想定防災訓練を実施し、振り返り・防災教育を行いました。
- ・ 消防署立ち入り検査実施はありませんでした。(ナイトケアの中止による)
- ・ 防災に関連する年間スケジュールを作成しました。

夜間・休日	利用者対応	安否確認・訪問確認・訪問対応
	協力者状況確認	
	本部を立ち上げるかどうかの検討・連絡ライン	
活動日	利用者対応（全事業との連携）	

[安全運行]

- ・ 道路交通法施行規制の一部改正に伴い、「車両の業務使用に関する規程」を作成し、「安全運転管理者」の選任を行い、公安委員会に届出をしました。
 - ◎ 安全運転管理者の業務内容を実施しました。
 - ① 「車両台帳」、「運転者台帳」の作成
 - ② 運転者の日常の体調および酒気帯びの有無の確認・記録
 - ③ 車輛の点検（定期点検・保険・タイヤ交換等のメンテナンス）
 - ④ 運転日誌の備付け「車両運行表」「活動経路の記録」
 - ⑤ 定例会にて安全運転指導を年2回実施
- ・ 通行禁止道路通行許可書の申請を行いました。
- ・ 各車輛の衛生備品の点検を行いました。

[福利厚生]

- ・ 基本検診の上限3千円の補助、検便検査を実施しました。
- ・ 雇用保険対象者の健康診断の一部補助を行いました。
- ・ インフルエンザ予防接種一律2千円補助を行いました。
- ・ 感染予防のためのグローブ・ハンドソープ・手指消毒等を常備し支給しました。
- ・ 暑気払い、忘年会は新型コロナウイルス蔓延防止のため中止となりました。

8. 保険内容の確認 資料V参照

Ⅲ 研修状況

定例の内部研修会を実施しました。また外部研修会にも参加して、法人全体のサービスの質の向上を図りました。

① 内部研修

『定例研修会』

- ・ 雇用制のある協力者は参加義務になります。今年度は新型コロナ感染予防のために密集を避けば紙上研修になりました。(10・11月は参集して研修)
- ・ 研修実施後には研修報告書を提出してもらい、内容の確認を行いました。

- 4月1日 ・ 介護保険制度の目的・事業所の理念について
・ 介護保険制度の目的(個人の尊厳)、事業所の理念について
- 5月6日 ・ 非常災害時の対応について
・ 防災教育
- 7月1日 ・ 食中毒の予防・まん延防止について
- 9月7日 ・ 感染症の予防、蔓延防止について
・ プライバシー保護に関する取り組み、個人情報保護に関する取り組みについて
- 10月7日 ・ 高齢者虐待防止・身体拘束の排除の取り組みについて
- 11月4日 ・ 介護事故発生等、緊急時の対応、救急救命訓練
・ 事故発生とその再発予防、ヒヤリハット、危険予知について
・ スキルアップ研修(訪問介護)
- 2023年
1月6日 ・ 認知症及び認知症ケアに関する知識
・ 安全運転について
- 2月3日 ・ 倫理と法令遵守について

Ⅳ 連携する地域社会・関連機関・ネットワーク

(1) 地域社会

地域社会においては、特に大河原町社会福祉協議会・健康福祉課・地域包括支援センター・子ども家庭科・障害福祉課・朗読グループ糸でんわ・との連携協力による活動が活発でした。コロナ禍のため、地域との交流に関連する行事は減少しましたが、オンラインでの会議や、イベントに参加しました。

① 大河原町

大河原町介護保険運営協議会委員・大河原町介護保険連絡会・地域包括支援センター
健康福祉課・総務課・企画財政課・行政管理課・商工観光物産協会、大河原中学校・大河原

- 小学校・金ヶ瀬小学校
- ② 社会福祉協議会（大河原町・宮城県・柴田町・美里町・山元町・大崎市・山形市 その他）
大河原町社会福祉協議会理事の受託
- ③ 商工会
雇用保険委託
- ④ 民生委員児童委員連携
- ⑤ 医療機関との連携
利用者の主治医との連携 みやぎ県南中核病院 その他
- ⑥ 地域ボランティア等との連携
- ⑦ 介護サービス関連事業者（約40社）
- ⑧ 宮城県
仙南保健福祉事務所（成人高齢班・生活保護担当・障がい）
宮城県保健福祉部地域福祉課介護保険推進班
宮城県環境生活部NPO活動促進室
宮城県地域支え合い生活支援推進連絡会議運営委員会
- ⑨ その他 介護労働安定センター ハローワーク大河原 等々
- (2) NPO法人等
- | | | |
|----------|------------|-------------|
| さわやか福祉財団 | みやぎNPOプラザ | 移動ネット レラ |
| 杜の伝言板ゆるる | さわやか東北ブロック | 地域の寄り合い梅カフェ |
| ふれあい天童 | ふれあいの四季 | オレンジネット その他 |
- (3) 加入ネットワーク
介護福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ
さわやか福祉財団東北ブロック
移動サービスネットワークみやぎ
みやぎ宅老連絡会

V ボランティアの受け入れ

- 新型コロナウイルス禍の渦中、感染予防の徹底を遵守していただきながら、ボランティアをしてくださる方が参加できるように受け入れの体制を整え、在宅福祉サービスの充実を図りました。多くのボランティアの皆さんの協力をいただき、力をいただきました。

VI 実習生の受け入れ

- 居宅介護支援事業で実習生1名を受け入れしました。

VII 助成金申請

- 令和4年度 福祉ボランティア活動団体助成金（大河原町社会福祉協議会）20,000円
- 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応支援助成金（宮城県労働局）166,971円
- 原油価格・物価高騰対策支援金（大河原町・宮城県）190,000円

VIII 寄付金

- ・ ほっとあいの自主事業を応援する主旨で地域の方々や利用者の方々から寄付金をいただきました。

賛助会員の増員

- ・ NPO 法人ほっとあいの目的・活動に賛同する賛助会員の増員に努めました。
- ・ 知人や家族、友人に会員の増員を図りました。

令和4年度賛助会費の主な活用内容について

- ・ 賛助会員数：72名 賛助金額：318,000円
- ・ 地域との連携、情報発信：ホームページの維持管理、ほっとあい通信の発行
- ・ ご利用者さんやボランティアの方々の安全確保：各種ボランティア保険等
- ・ 「ほっとあいの家」のエアコンメンテナンス

審議事項1 第2号議案 2022年度(令和4年度)決算報告

令和4年度 事業会計収支決算報告書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

特定非営利活動法人 ほっとあい

(単位:円)

科目	予算		決算(A)		前年度決算(B)	増減(A)-(B)
I 収入の部						
1. 会員収入						
(1) 正会員会費	103,200		97,800		102,000	-4,200
(2) 賛助会員会費	600,000		318,000		356,000	-38,000
会員収入合計		703,200		415,800	458,000	-42,200
2. 事業収入						
(1) 住民参加型在宅福祉サービス事業						
ファミリーサポートホームヘルプ事業	1,200,000		913,700		1,424,950	-511,250
ほっとあいの家(デイ・ナイト)事業	2,100,000		2,132,100		2,219,900	-87,800
おしゃべりサロン	600,000		523,240		599,500	-76,260
夢ステーション	0		0		0	0
一般介護予防(自主)	1,000,000		1,531,500		1,436,400	95,100
ほっとカフェ	390,000		459,600		381,460	78,140
住民参加型在宅福祉サービス事業合計		5,290,000		5,560,140	6,062,210	-502,070
(2) 介護保険制度事業					600	-600
訪問介護事業	16,600,000		19,979,413		17,644,566	2,334,847
居宅介護支援事業	16,000,000		14,844,590		15,467,760	-623,170
介護保険制度事業合計		32,600,000		34,824,003	33,112,926	1,711,077
(3) 障害者総合支援法制度事業	840,000	840,000	755,580	755,580	718,557	37,023
(4) 行政委託事業						
一般介護予防(訪問)	600,000		645,000		752,500	-107,500
障害者地域支援事業	60,000		41,180		53,280	-12,100
介護予防支援事業(居宅)	183,000		280,800		193,170	87,630
養育支援事業(自主)	100,000		95,550			95,550
行政委託事業合計		943,000		1,062,530	998,950	63,580
(5) 介護保険枠外事業・訪問	300,000	300,000	140,400	140,400	317,700	-177,300
会費・事業収入の部計		40,676,200		42,758,453	41,668,343	1,090,110
3. 助成金等	50,000		376,971		48,000	328,971
4. 補助金(処遇改善支援補助金)			171,304			171,304
5. 寄付金	373,000		56,000		527,200	-471,200
6. 寄付金積立	360,000		360,000		300,000	60,000
7. 雑収入	10,087		2,860		13,126	-10,266
8. 受取利息			57		45	12
9. 還付金			4		4	0
特別収入合計		793,087		967,196	888,375	78,821
収入の部合計 (A)		41,469,287		43,725,649	42,556,718	1,168,931
前期繰越差額 (B)				8,449,772	8,318,091	131,681
収入総合計[(A)+(B)] (C)				52,175,421	50,874,809	1,300,612

通所

(説明)

1. 資金使途が制約された助成金等の内訳

内 容	当期受入額	当期減少額	次期繰越額
福祉・ボランティア活動団体助成金 大河原町社会福祉協議会	20,000	20,000	0
新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応支援助成金	166,971	166,971	0
原油価格・物価高騰対策支援金 大河原町・宮城県	190,000	190,000	0
合 計	376,971	376,971	0

2. 雑収入の内容

私用コピー利用料 等

3. 役員及びその親近者との取引内容の該当する取引はありません。

科目	予算		決算(A)		前年度決算(B)	増減(A)-(B)
II 支出の部						
1. 事業費						
(1) 住民参加型在宅福祉サービス事業						
ファミリーサポートホームヘルプサービス事業	874,000		667,072		1,038,369	-371,297
ほっとあいの家事業(テナイト・一般介護予防)	2,530,000		2,964,460		2,982,185	-17,725
おしゃべりサロン	100,000		121,888		111,520	10,368
家・サロン(食材費)	420,000		352,323		407,828	-55,505
ほっとカフェ	48,000		27,190		47,275	-20,085
夢ステーション	0		0		0	0
住民参加型在宅福祉サービス事業合計		3,972,000		4,132,933	4,587,177	-454,244
(2) 介護保険制度事業					536,260	-536,260
訪問介護事業	10,901,000		12,578,484		11,657,355	921,129
居宅介護支援事業	9,021,000		9,376,826		9,055,934	320,892
介護保険制度事業合計		19,922,000		21,955,310	21,249,549	705,761
(3) 障害者総合支援法制度事業	1,186,000	1,186,000	1,024,283	1,024,283	1,014,497	9,786
(4) 行政委託事業						
一般介護予防(訪問)	671,000		857,423		841,208	16,215
障がい者地域支援事業	16,000		15,970		13,958	2,012
養育支援事業(自主)	47,600		51,170			51,170
行政委託事業合計		734,600		924,563	855,166	69,397
(5) 介護保険枠外事業・訪問	166,000	166,000	67,878	67,878	175,413	-107,535
事業支出合計		25,980,600		28,104,967	27,881,802	223,165
2. 一般管理・事業費						
役員報酬	600,000		600,000		0	600,000
管理部門(事務局)	2,040,000		1,974,654		1,993,725	-19,071
法定福利費(社会保険等)	3,200,000		3,255,368		3,197,662	57,706
人件費		5,840,000		5,830,022	5,191,387	638,635
広報費	0		0		0	0
衛生費	100,000		139,452		165,000	-25,548
福利厚生費	100,000		133,380		161,603	-28,223
地代家賃	72,000		84,000		160,000	-76,000
減価償却費	2,209,187		2,209,187		2,660,463	-451,276
事務用品費	85,000		123,184		150,719	-27,535
備品消耗品費	30,000		108,787		32,967	75,820
水道光熱費	700,000		777,771		718,064	59,707
旅費交通費	10,500		10,500		9,000	1,500
支払手数料	495,000		495,000		561,000	-66,000
租税公課	147,000		147,700		147,400	300
修繕費	30,000		0		138,050	-138,050
交際接待費	25,000		9,124		54,980	-45,856
保険費	580,000		581,298		596,830	-15,532
通信費	520,000		559,246		616,029	-56,783
諸会費	73,000		73,000		73,000	0
車輛費	890,000		908,925		851,165	57,760
図書研究費	0		0		15,290	-15,290
貸倒引当金繰入額	36,000		1,000		36,000	-35,000
リース料	710,000		709,848		828,868	-119,020
研修会議費	15,000		11,172		33,922	-22,750
保守料	1,100,000		936,741		1,128,834	-192,093
委託料	0		0		13,200	-13,200
貸倒損失	0		0		1,500	-1,500
防災費	5,000		22,220		0	22,220
雑費	80,000		88,946		110,297	-21,351
事業費計		8,012,687		8,130,481	9,264,181	-1,133,700
一般管理・事業費計		39,833,287		42,065,470	42,337,370	-271,900
3. 支払利息	4,000			3,667	4,838	-1,171
4. 法人税等引当金支払額	72,000			72,005	72,004	1
5. 予備費				0	0	0
支出の部合計 (D)		39,909,287		42,141,142	42,425,037	-283,895
収支差引額 (A-D)				1,584,507	131,681	1,452,826
次期繰越収支差額 (C-D)				10,034,279	8,449,772	1,584,507

通所

固定資産
除却損

4. 借入金の増減内訳

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高	備考
長期借入金	8,060,000	0	1,560,000	6,500,000	月13万×12ヶ月

令和4年度 貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

特定非営利活動法人 ほっとあい
(単位:円)

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	143,869		
普通預金(七十七/大河原)	2,287,254		
普通預金(七十七/大河原)	4,156,981		
ゆうちょ銀行普通預金	1,484,826		
未収入金	6,240,956		
貯蔵品	13,000		
前払費用	27,078		
貸倒引当金	-37,000		
[流動資産計]		14,316,964	
2. 固定資産			
土地	3,126,000		
建物	11,386,610		
建物付属設備	1,649,508		
構築物	34,258		
車両運搬具	282,206		
工具器具備品	158,986		
[有形固定資産計]		16,637,568	
水道加入金	0		
[無形固定資産計]			0
リサイクル預託金	17,700		
[投資計]			17,700
資産合計 A			30,972,232
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,297,158		
未払費用	474,721		
前受金	0		
預り金	280,595		
法人税等充当金	72,000		
[流動負債計]		3,124,474	
2. 固定負債			
長期借入金	6,500,000		
[固定負債計]		6,500,000	
負債合計 B			9,624,474
III 正味資産の部			
前期繰越正味資産		19,763,251	
当期正味資産増加額		1,584,507	
[正味資産合計 C]			21,347,758
負債及び正味財産合計 (B + C)			30,972,232

計算書類に対する注記

資産の範囲について

現金預金、未収入金、未払い金、預かり金等を含むこととしております。

令和4年度 財産目録

(令和5年3月31日現在)

特定非営利活動法人 ほっとあい
(単位:円)

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	143,869		
普通預金(七十七/大河原)	2,287,254		
普通預金(七十七/大河原)	4,156,981		
ゆうちょ銀行普通預金	1,484,826		
未収入金	6,240,956		
貯蔵品	13,000		
前払費用	27,078		
貸倒引当金	-37,000		
[流動資産計]		14,316,964	
2. 固定資産			
土地	3,126,000		
建物	11,386,610		
建物付属設備	1,649,508		
構築物	34,258		
車両運搬具	282,206		
工具器具備品	158,986		
[有形固定資産計]		16,637,568	
水道加入金	0		
[無形固定資産計]		0	
リサイクル預託金	17,700		
[投資計]		17,700	
資産合計 A			30,972,232
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,297,158		
未払費用	474,721		
前受金	0		
預り金	280,595		
法人税等充当金	72,000		
[流動負債計]		3,124,474	
2. 固定負債			
長期借入金	6,500,000		
[固定負債計]		6,500,000	
負債合計 B			9,624,474
正味資産 A-B			21,347,758

上記の通り相違ありません。

令和5年5月17日

監事 齋藤 英夫



監事 高橋 豪



令和4年度 活動計算書

(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

特定非営利活動法人 ほっとあい
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	97,800	
賛助会員受取会費	318,000	415,800
2. 受取寄付金		
受取寄付金	56,000	
寄付金積立	360,000	416,000
3. 事業収益		
住民参加型在宅福祉サービス事業	5,560,140	
介護保険制度事業	34,824,003	
障害者支援法事業	755,580	
行政委託支援事業	1,062,530	
介護保険枠外事業・訪問	140,400	42,342,653
4. 受取助成金等		
助成金	376,971	
補助金	171,304	548,275
5. その他収益		
受取利息	57	
還付金	4	
雑収入	2,860	2,921
経常収益計 (A)		43,725,649
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
住民参加型在宅福祉サービス事業	4,132,933	
介護保険制度事業	21,955,310	
障害者総合支援法制度事業	1,024,283	
行政委託支援事業	924,563	
介護保険枠外事業・訪問	67,878	
法定福利費	2,890,399	30,995,366
(2)その他経費		
広報費	0	
衛生費	91,585	
福利厚生費	124,236	
地代家賃	0	
減価償却費	2,209,187	
事務用品費	107,966	
備品消耗品費	104,916	
水道光熱費	657,274	
旅費交通費	0	
支払手数料	0	
租税公課	12,000	
接待交際費	4,124	
修繕費	0	
保険費	341,371	
通信費	450,775	
諸会費	0	
車輛費	902,643	
図書研究費	0	
リース料	511,320	
研修会議費	2,910	
保守料	727,620	
委託料	0	
雑費	18,766	
		6,266,693
事業費計		37,262,059

2. 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	600,000		
事務局報酬	1,974,654		
法定福利費	364,969	2,939,623	
(2)その他経費			
広報費	0		
衛生費	47,867		
福利厚生費	9,144		
地代家賃	84,000		
減価償却費	0		
事務用品費	15,218		
備品消耗品費	3,871		
水道光熱費	120,497		
旅費交通費	10,500		
支払手数料	495,000		
租税公課	135,700		
接待交際費	5,000		
修繕費	0		
保険費	239,927		
通信費	108,471		
諸会費	73,000		
車輛費	6,282		
図書研究費	0		
貸倒引当金繰入額	1,000		
リース料	198,528		
研修会議費	8,262		
保守料	209,121		
委託料	0		
貸倒損失	0		
防災費	22,220		
雑費	70,180		
支払利息	3,667		
法人税等引当金支払額	72,005		
		1,939,460	
管理費計			4,879,083
事業費・管理費計 (B)			42,141,142
当期正味財産増減額 (A)-(B)			1,584,507
前期繰越正味財産額			19,763,251
次期繰越正味財産計			21,347,758

(注) 1. 重要な会計方針

財務諸表の作成はNPO会計基準(2010年7月20日NPO法人会計基準協議会)によっています。
同基準では特定非営利活動促進法第28号の収支計算書を活動計算書と呼んでいます。

(1) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産は法人税の規定に基づいて定率法で償却をしています。

2. 固定資産の増減

物件名称	期首帳簿価額	取得	減少	当期償却額	期末帳簿価額
建物	12,854,909	0	0	1,468,299	11,386,610
建物付属設備	2,126,714	0	0	477,206	1,649,508
構築物	46,179	0	0	11,921	34,258
車両運搬具	423,731	0	0	141,525	282,206
器具及び備品	269,222	0	0	110,236	158,986
土地	3,126,000	0	0	0	3,126,000
計	18,846,755	0	0	2,209,187	16,637,568

3. 資金使途が制約された助成金等の内訳

内 容	当期受入額	当期減少額	次期繰越額
福祉・ボランティア活動団体助成金	20,000	20,000	0
新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応支援助成金	166,971	166,971	0
原油価格・物価高騰対策支援金	190,000	190,000	0
合 計	376,971	376,971	0

4. 役員及びその近親者との取引内容について

該当する取引はありません。

以上

審議事項1 第3号議案 2022年度(令和4年度)監査報告

令和4年度分 監査報告書

特定非営利活動法人 ほっとあい定款の規定により、去る令和5年5月17日ほっとあい事務所内において、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算報告書の監査を、下記の通り行いましたので報告します。

1. 監査の方法概要

計上されている項目や金額および、そのみによらず日常の活動についても、必要に応じ当該担当者に質問して説明を受けるなどの方法により監査を行いました。

2. 監査執行結果の意見

- ① 財産目録・貸借対照表及び収益計算書は、会計帳簿の記載と一致し、特定非営利活動法人の収支状況及び財政状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 事業報告の内容は、真実であると認めます。
- ③ 理事の職務執行に関する不正の行為または法令・定款に違反する重大な事実はないと認めます。

令和5年 5月 17日

監 事 齋 藤 英 夫



印

監 事 高 橋 豪



印

《活動目的》

特定非営利活動法人ほっとあいは、高齢の方も、障害を持つ方も、子供達も、助けを必要とする誰もが人間としての尊厳と生きる意欲を持ち続け、自立して自分らしく安心して暮らしていくことのできる地域づくりと、生きがいのある長寿社会の建設に寄与することをめざします。

《活動理念》

誰もが安心して、人間としての尊厳と生きる意欲を持ち続け、自立して自分らしく暮らしていけるように支援していく。

《運営方針》

- ①参画方式
- ②目標の明文化・共有
- ③民主制と組織としての統制
- ④責任・権限・役割の分担
- ⑤危機管理
- ⑥情報の公開

《基本的接遇態度》

- ◎思いやり・笑顔・丁寧な挨拶・ことばづかい

事業内容・組織体系図

資料Ⅰ、Ⅱ参照

サービス提供部門

◎サービス提供方針・倫理規定

1. 一人ひとりが持っている生活習慣や文化、価値観を尊重します。
2. 生活の自立性が拡大するように介護します。
3. 安全の確保に留意します。
4. 予防的対処を優先するようにします。
5. 受け手が生活行為を自分で選択できるように介護し、自己決定権を尊重します。
6. 障害を持ちながらも生きる喜びと意義を見いだせるように介護します。
7. 社会との接触を持ちながら生活できるように介護します。
8. 綿密な観察をおこたらずに、異常を早く見つけます。
9. 他職種と連携を図って仕事を進めます。
10. 知恵と力を合わせて研修を行い、良質な介護サービスを提供します。
11. 守秘義務を守り、個人情報の保護に努めます。
12. 権利擁護、虐待防止、消費者保護の立場に立ち、早期発見に協力します。
13. 法令を遵守します。

2023年度の法人の重点課題は次の通りです。

1. 団体と事業の継続性を高めるため、新たな担い手の登用と育成を進めます。
2. 自主事業と公的事业を両輪として活動を進めます。
3. 活動を通して見えてくる地域課題について、関連機関と共有し、解決に向けて協力していきます。特に地域で福祉活動を実践し、ネットワークづくりに協力していきます
4. 特定非営利活動法人として、介護保険事業者としての法令遵守、サービス事業者としての倫理遵守にとどまらず、社会的要請に対応する法令遵守を行っていただけるよう努力します。
5. 新しい地域課題を見極め、ほっとあいができることについて検討を継続します。

I 住民参加型在宅福祉サービス

「ほっとする・あったかい・助け合う・愛」これがほっとあいの名称に込められた思いです。

「友達や仲間との交流の場」でも「生活の支援の場」においても、私達一人一人が誰でも潜在的に持っている力を活かし発揮し合える、そのような人と人との関係を大切にしていきます。

私たちの活動は、住み慣れた地域で「困った時はお互いさまの気持ちでつながり合い、助けあい、支えよう活動」です。生きがいを生み出し、心が元気になる活動を目指します。

また、今年度も、利用者の皆さん、協力者の皆さん、参加者の皆さんと一緒に、「だれにでも役割がある」ことをお互いに信じて、大切に、お一人お一人から学ばせていただいたことを経験として積み重ねていきます。

■子供たちとのつながりが、大きな課題の一つです。子育て支援・子供たちの福祉の心の醸成等、繋がりを工夫します。

■協力スタッフやボランティアの年齢と、利用者の方々の年齢が近づき、重なってきました。我がこととして考えると同時に、どのように活動を継続するか各々考えていきます。

■役に立つ喜び、支え合う喜びが、介護予防・認知症予防につながることを覚え、自分を生かす場でもあるほっとあいの活動をとおして、自分と仲間の将来に備えます。（助け上手は、助けられ上手）

■なぜ有償ボランティアなのか、再確認し共有します。

住み慣れた地域・自分の家で安心して生活を続けるために必要な支援は、1人1人異なり、多様です。公的介護サービスでは、不足する生活支援が多くあります。

継続的で身近なご近所には頼みづらく感じる課題に有償ボランティアは、大切な活動です。

「誰かの役に立つことの喜び。人間としての心の働きに、生きる意味を見つける人もあります」「いただく謝礼を、寄付・協力金・差し入れ等様々な形で、活動のために還元される方もあります」「継続していくうえで、交通費・お弁当程度の謝礼があれば、助かる方がある」のも事実です。

有償ボランティアは、謝礼を出すことで、活動を支援し、活動者・利用者がお互い気兼ねなく対等な立場で、助け合うことができます。

■NPO 法人としての、姿勢を示す事業で、地域的にも継続していく事が求められますが、収支のバランスをとることが、簡単ではありません。

委託事業は、収入につながりますが、負担も大きい事業です。この事業の継続については、設立の趣旨や両輪の意味について、今後どう進むのかを考えていきます。

また、謝礼金の補填や活動を支える奨励金の活用について、行政に検討いただくようもっと推し進め

ていきます。

■新型コロナウイルスの一日も早い収束を願います。「どのようにウィルスと共生しながら活動を継続していくか」が引き続きの課題です。気をゆるめず、感染防止に全員で協力していきます。状況に応じて、健康チェック表・アクリル板の設置について見直します

① ファミリーサポートホームヘルプサービス

対象：年齢・障害にかかわらず、地域でたすけを必要とする方々

- ・ 住み慣れた地域で最後まで自分らしく生活を継続できるよう支援し、心のケアの支援も行います。
- ・ 多様化するニーズ、利用者の増加に対応できるように協力者を増やしていきます。
- ・ 相談、調整はコミュニケーションを図りながら行っていきます。
- ・ 社会資源の活用のためのコーディネートを行います。
- ・ 利用者状況の共有のためカンファレンスを定期的に行っていきます。
- ・ 外公的サービスの生活支援を行っている事業者との連携を図っていきます。
- ・ コロナ対策を行いながら震度5強以上の地震時には、法人と協力者の協力を得ながら、一人暮らし、日中一人暮らし、高齢者世帯の利用者の安否確認を行っていきます。
- ・ マニュアルの見直しをして、再確認を行っていきます。

② ほっとあいの家 居場所（月・水・土） 火・木・金については、相談に応じて行うことにします。

- ・ 「一般介護予防事業（通所型個別方式）[大河原町委託事業]」「おしゃべりサロンほっとあい」と同時開催です。
- ・ ナイトケアは、原則取りやめとします（緊急状況には、柔軟性を）

③ 一般介護予防事業（通所型個別方式）[大河原町委託事業] 居場所（月・水・土）開催

- ・ 昨年の4月から利用料が変更になりました。町委託料3,000円（内300円利用者負担）
- ・ 委託利用者の目標は実人数で15人（一週間に12人・月に40人です）
- ・ 対象者は、介護保険で自立となったが、低下が見込まれる高齢の方。
- ・ ほっとあいの家やおしゃべりサロンと同時開催。
- ・ 主に筋力アップのトレーニングより、役割を持ち、仲間づくり、趣味活動等をおして心身ともに健康になることによる介護予防を目指し以前のように地域での活動参加や、家族としての役割ができるように支援します。

④ おしゃべりサロンほっとあい（居場所）（月・水・土）開催

- ・ 昨年の7月から光熱協力費100円を付加しました。（参加費200円・昼食代600円・光熱100円）900円となりました。これを継続させていただきます。
- ・ 新型コロナの収束状況を見て、第2・第4水曜日には「一緒に夕ご飯」再開を検討します。
- ・ 大河原町社会福祉協議会を中心にネットワークでの研修や交流会に参加し各地区サロンや、自主サロンと連携していきます。

⑤ 地域交流・ほっとあい夢ステーション（居場所）

- ・ 新型コロナウイルスの収束後に再開・あるいは閉鎖について検討します。

⑥ ほっとカフェ（居場所）（大河原町委託事業）居場所（金）開催

- ・ 毎週金曜日の9時～12時
- ・ 前年度からの新事業です参加費200円（茶菓子代等）認知に不安のある方に限らず、地域のどなたでも参加できるカフェです。スタッフも参加者です。
- ・ 専門職として、ケアマネジャーがいつでも相談にあたる体制をとります。

- ・ 大河原町地域包括支援センターを中心に他のカフェと連携協働していきます。
- ・ インスタグラムに投稿し更新して情報を発信していきます。
- ・ ほっとカフェのチラシを地区の区長さん、民生委員さんに持って行きます。

『ほっとあいの家』『一般介護予防事業（通所型個別方式）』『おしゃべりサロンほっとあい』『ほっとカフェ』共通

- ・ 「見てあげる人」「見てもらう人」という関係ではなく、「幸せは人と人とのつながりにある」を大切にします」
- ・ 家庭的な雰囲気大切に、一人ひとりの状況や要望をみんなで考え、工夫しながら、活気ある一日を楽しく過ごしていきます。食事を共にします。
- ・ 心のケア、安心感、利用者同士やスタッフ相互の支え合いを大切に考えて対応していきます。
- ・ 「会う人がいる」「話す人がいる」「やることがある」その日の参加メンバーによって様々な活動が展開され、楽しく元気に一日を終えて、みんなで感謝して帰宅できるようにしていきます。
- ・ 安全衛生（感染・食中毒予防の取り組み）・事故の防止・緊急時の対応の取り組み
- ・ 役割活動・趣味活動・運動機能の維持向上・脳の活性の取り組み・口腔機能の向上・誤嚥防止の取り組み等を行います。
- ・ 無償、有償ボランティアさんの協力をお願いします。また、地域のボランティアさんに協力をお願いし、地域との交流、地域福祉の推進に協力します。
 （「一緒に運動」「一緒にお料理」「お話とオカリナ」「健康マーじゃん」「ギターと一緒に唄おう」「和服のリフォーム」「スマホ・パソコン相談」「お茶会」「アップルハーモニーコンサート」「大河原商業高校 JRC」の再開「オカリナクラブ」「ラフターヨガ」「絵手紙教室」「丸森からのお楽しみ」等
- ・ 行事等
 お花見・観緑会・七夕会・夏の終わりの夏祭り・芋煮会・運動会・避難訓練等を実施します。

(その他)

助成金

- ・ 新型コロナウイルス・災害等の助成事業が優先されることが想定されますが、活用できる助成事業を申請します。

地域への発信・協力・交流

- ・ 新型コロナの状況をふまえながら、木曜日に新たな企画を検討し実施して地域の皆さんの参加増員を図ります。社会福祉協議会や関連機関・ネットワークと協力して「助け合い」「支え合い」「生きがいつくり」を推進します。
- ・ インスタグラム（ほっとカフェの発信）ホームページへの掲載を行い発信していきます。
- ・ オータムフェスティバルに参加します。
- ・ 手作り作品のバザーを行います。

ありがとうカードの発行継続と循環の取り組み

- ・ 発行による事業の推進と循環のための原資調達のため様々な取り組みを工夫します。

住民参加型在宅福祉サービス部門定例研修会

- ・ スタッフ間の情報の共有・研修：法人の定例研修会の伝達研修を行います。定例研修・ミーティング実施して意見を交換し情報を共有します。住民参加型ほっとあいのシステムやファミリーサポートマニュアルを活用します。
- ・ スタッフミーティング（役割）、ケースカンファレンス（記録・連携）
- ・ 協力者の増員・賛助会員の増員に関すること
- ・ 備品の調達に関すること

IV 介護保険事業

ほっとあいの独自の事業を大切に各事業に取り組んでいきます。

1. 尊厳を大切にするケア、介護予防、自立支援、自己決定の尊重、サービスの継続性を大切な視点とします。
2. ほっとあいのサービス提供方針・倫理規定を遵守します。
虐待の発生・再発を防止するための虐待防止検討委員会を設置し定期的に開催していきます。
3. 社会福祉法・介護保険法その他関連法、運営基準、運営規程を遵守します。
 - ・ 法令遵守管理の実施状況を、法令遵守担当者と各管理責任者とが協力して把握します。法令遵守管理チェックシートを活用し遵守に努めます。また帳票を使用して、人員基準や運営設置基準の適性や、給付請求の適性を自己管理するとともに、法人内で状況を共有出来るようにします。
 - ・ 法令遵守統括部門を理事会の危機管理委員会の中に置き、体制を整えます。法令遵守マニュアル（行動規範）に基づき、法人内の法令遵守に対する危機感の醸成を図ります。
 - ・ 監事は監査時に法令遵守状況についても監査します。
4. 「介護サービス情報公表」の訪問調査項目を、事業の進捗状況評価項目として自己評価します。
5. 関連マニュアルや計画を定期的に見直します。
6. 研修（内部・外部）を行い、サービスの質を確保します。キャリアパス制度に添って実施します。（スタッフ自己評価→事業管理評価→自己課題の抽出→自己目標の設定→目標達成の取り組み（個人の取り組み・事業所の取り組み・事業所のバックアップ）→目標達成について自己評価→事業所評価→結果 キャリアアップ。成果を評価し処遇改善手当に反映して、本来の制度の趣旨に添えるようにしていきます。
7. 職場におけるハラスメントを防止するための方針を明確化し、相談の対応のための窓口を定めます。また利用者・家族からの迷惑行為防止のための研修・ハラスメント対策の推進を図ります。

① 訪問介護事業

1. 介護サービスの基本方針を繰り返し説明し、常に周知徹底を図ります。
2. サービス提供責任者がサービス提供の健全化、質の向上を図るようにします。
3. 訪問介護計画書を作成し、利用者に説明し同意を得てサービスを提供していきます。
4. サービス提供手順書を作成し協力者全員でサービスの均一化を図ります。
5. 定期的な会議を継続し利用者の状況把握に努めます。
6. ケアマネジャー、地域包括支援センター、その他関係機関との報告、連絡、相談等の連携を図ります。
7. 大河原町、柴田町の研修に参加し情報の交換、連携を図ります。
8. 利用者へのモニタリングを継続し、サービス内容やサービス提供に対する要望、相談・苦情の早期発見に努めます。
9. 介護員個人目標に合わせ研修計画を立て年間3回のスキルアップ研修を継続し、身体介護、知識等のスキルアップを図ります。

10. サービス活動マニュアルの充実に取り組み、自立支援・危険予知の視点を取り入れ協力者全員で検討しながら進めます。
11. 個人情報保護法、プライバシーの保護の徹底をさらに図るため、研修会などで繰り返し周知していきます。
12. 在宅ケアにおける感染症予防蔓延防止の研修を行い、衛生管理の周知徹底を図ります。
13. 感染症発生時・自然災害発生時における業務継続計画（BCP）を作成し、研修、訓練を継続して行っていきます。
14. 介護事故予防のためのサービス提供危機管理を徹底します。
15. 非常災害時に備えて、利用者の変動に合わせ連絡体制の整備を継続して進めていきます。
16. 事業所としてのハラスメント対策の取り組みを継続していきます。
17. 協力者の心身の健康に気を配り、チームワークを大切にしていきます。
18. 訪問介護員の増員を図り、新規の活動や追加等に対応していけるようにしていきます。

② 居宅介護支援事業

1. 医療、関連機関、民生委員、地域包括支援センター、保険者等との連携を積極的に行うようにします。
2. 医療度の高い方や精神疾患の方、虐待が疑われる方、本人以外の関係者による困難事例等に対応できるようにします。
3. 自立支援、残存能力活用の視点に立ったプランを立てるにあたってはアセスメントの専門職としてケアマネジメントを実施します。利用者の立場に立ち家族、主治医、関連事業者と意見を交わし協議して決定していきます。
4. 個人情報保護法、プライバシー保護の取り組み、高齢者虐待防止法、消費者保護法に基づき利用者や家族の権利擁護に努めます。
5. 認知症困難事例に対して利用者の方に適した書式を活用して問題解決していけるようにします。
認知症カフェ開催時は専門職として協力していきます。
6. 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、制度的に位置づけた「地域ケア会議」において個別のケアマネジメントの事例提供の求めがあった場合には協力するようにします。
7. ケアマネジメント技術向上を図るための自己評価を行い、課題解決等のために外部研修に積極的に参加し、常に新しい視点を取り入れるように努めます。
また、ケアマネジャーとしてのスキルアップを図るために、各自の努力と研修への参加を進めていきます。Web研修の環境をさらに整え、参加していきます。
8. 災害時の対応方法について常に検討していきます。
9. スタッフが心身の健康を保つことができるように、気持ちを出せる環境作りを継続します。
10. マニュアルの見直しを行い、更に内容の充実を図ります。
11. 感染症予防に努め、さらに必要な対策を徹底していきます。
12. 必要に応じて、書式の見直しや新たな書類の作成を行います。
13. 「特定事業所Ⅲ」として引き続き体制を整えます。
 - ・ 引き続き実習生の受け入れ体制を整えるようにします。
 - ・ 合同事例検討会への参加体制を整えるようにします。

14. 介護予防受託体制を引き続き整えます。
15. 感染症や災害への対応力強化の為に業務継続に向けた計画（BCP）の策定が義務化されたので作成していきます。
16. 満足度調査を実施します。
17. 「主任介護支援専門員研修」に1名。「主任介護支援専門員更新研修」に2名参加し、資格取得と資格継続できるようにしていきます。

組織運営部門事業計画

- ・ 法人の目的が達成できるよう参加者全員一丸となって取り組みます。
- ・ ほっとあいの設立目的、基本理念、運営方針、サービス提供方針についてくりかえし確認しあい共有します。
- ・ 「信頼されるNPO 7つの条件」をたたき台にして、NPO法人としてのあり方を点検します。
《信頼されるNPO 7つの条件》
 - (1) 明確なミッションを持って継続的な事業展開をしていること
 - (2) 特定の経営資源のみに依存せず、財政面で自立していること
 - (3) 事業計画・予算の意志決定において自立性を堅持していること
 - (4) 事業報告・会計報告などの情報を積極的に公開していること
 - (5) 組織が市民に開かれており、その支持と参加を集めていること
 - (6) 最低限の事務体制が整備されていること
 - (7) 新しい仕組みや社会的な価値を生み出すメッセージを発信していること
- ・ 監事監査および自己点検による法人運営の健全を図ります。
- ・ 風通しのよい組織環境を醸成することに努めます。

賛助会員の増員

- ・ NPO 法人ほっとあいの目的・活動に賛同する賛助会員の増員に努めます 目標80人
- ・ 法人会員の増員を進めます

賛助会費の運用計画

- ・ 地域との連携、情報発信：ホームページやInstagramの維持管理、ほっとあい通信の発行
- ・ ご利用者さんやボランティアの方々の安全確保：各種ボランティア保険等
- ・ 「ほっとあいの家」の建物や設備等のメンテナンス
- ・ 地域交流等に活用

I 会議

- (1) 総会 2023年5月26日（金）
- (2) 定例会議（定例研修会終了後）
 - ・ 法人からの報告及び連絡等を行います。
 - ・ 事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業）ごとに、利用者に関する情報・サービス提供に当たっての留意事項の伝達・職員の技術指導等を目的とした会議を実施します。
 - ・ 協力者と責任者・管理者で、改善すべき課題について問題意識を持ち、それを事業所運営の向上につなげる話し合いを実施します。

(3) 理事会・事務局会議は定期および必要時に開催し、下記の項目について協議します。

- ・ 経営戦略
- ・ 収支状況経過管理
- ・ 各部門会議、各委員会、各事業の事業計画進捗状況の確認
- ・ 関連諸法基準遵守について
- ・ 理事改選に関する事
- ・ 事業内容に関する事
- ・ 介護職員等の処遇改善に関する事。(キャリアパス制度案)
- ・ 資格取得支援に関する事
- ・ 苦情、事故、問題への対応方針決定
- ・ 情報の公開や、所轄官庁への届出書類の作成と提出
- ・ 雇い入れに関する事(人事)
- ・ 広報に関する事
- ・ 危機管理(法令遵守管理を含む)に関する事
- ・ 個人情報保護および内部機密事項のセキュリティーに関する事
- ・ 各事業の運営基準コンプライアンスルールの作成に関連する事
- ・ 地域支え合い体制づくり事業に関連する事
- ・ 介護保険改正に伴う対応について
- ・ 介護職員評価に関連する事(処遇改善手当に反映)
- ・ その他、特定非営利活動法人ほっとあいの目的達成のために必要な協議事項

(4) 部門会議・各サービス事業会議・カンファレンス

① サービス担当部門会議(月1回)

(各事業の管理者・サービス提供責任者・ケアマネジャー)

事業所全体のサービス内容、サービスの質の維持・確保・向上について検討する

- ・ サービス提供に係わる調整・情報交換・報告・連絡・相談
- ・ 定例会議や定例研修会開催・外部研修会参加に関する事
- ・ 利用者・協力者・関連事業者・関連法に関する事、人事管理
- ・ サービス提供危機管理に関する事
- ・ 苦情・事故・虐待等の問題に対する対応処理
- ・ 介護保険、請求等に関する報告等
- ・ キャリアパスについて
- ・ その他

② サービス事業部門会議

1. 訪問介護担当者会議(管理者・サービス提供責任者等)

月に1回定期的に会議を行い、サービスの質の向上を図っていきます。

- (1) サービス内容及びサービス提供に係る情報交換・報告・連絡・相談
- (2) 利用者の情報を共有し、訪問介護計画書の見直しなどの検討
- (3) マニュアル作成・見直しについて
- (4) 業務改善、事業評価につて
- (5) 特定事業所加算Ⅱの取り組みについて
- (6) 処遇改善訪問介護第三者評価内容について
- (7) 個人目標、自己評価について
- (8) スキルアップ研修内容について
- (9) 感染症、自然災害時の対応について

2. ケアマネジャー会議 週に一度定期的に会議を開催(全員で)

- (1) 制度の理念・倫理・運営規定・法令遵守について

- (2) 虐待・権利擁護・ハラスメントについて
- (3) 研修について
- (4) 事業評価・自己評価について
- (5) 業務の改善について
- (6) 地域包括支援センター・主治医・その他関係機関との連携について
- (7) 適正化事業について（根拠のあるケアマネジメント）
- (8) マニュアル作成に関する事
- (9) 事例検討（困難事例・新規）
- (10) 「特定事業所Ⅲ」の取り組みについて
- (11) 災害時対応について
- (12) 「介護サービス情報の公表」に関することについて
- (13) 地域ケア会議における関係機関の情報共有について
- (14) 実習生の受け入れについて

3. 「ほっとあいの家」担当者会議（責任者・スタッフ）

- (1) スタッフミーティング（役割）、ケースカンファレンス（記録・連携）
- (2) 協力者の増員・賛助会員の増員に関する事
- (3) 備品の調達に関する事
- (4) 自立支援、予防介護、利用者参画、趣味活動・社会貢献活動の場等について
- (5) サービスの内容（月の活動計画）、利用料、チラシ、帳票等事業の取り組み全般について検討
- (6) 「一緒に夕ご飯」について
- (7) 自主事業の収支のバランスと、自立について
- (8) 防災・安全運行
- (9) ありがとう券の原資について

4. ファミリーサポートホームヘルプサービス事業担当者会議（責任者、スタッフ）

- (1) 協力者の増員に関する事
- (2) 利用者状況の共有（カンファレンス）
- (3) 研修に関する事（定例研修会・内部・外部研修への参加）
- (4) 事業の意義（主旨について）
- (5) 帳票・内容・チラシ・新介護予防・日常生活支援総合事業について検討
- (6) 「移動・外出支援」の安全運転研修、生活支援の研修等

Ⅱ 委員会

1. 危機管理委員会（理事会）

- ・ 理事会を中心に事務局・サービス担当部門・組織運営部門と委員会（危機管理・広報・安全衛生・地域交流企画・高齢者虐待防止）で組織し、危機（法的基準危機・経済的危機・人的危機・事業遂行危機・災害危機・サービス提供危機）を防止し、また、発生時には役割を分担し早急に対処できるようにします。
- ・ 法人内の危機意識の醸成を行います。
- ・ 組織内の日常連絡網・組織体制図・苦情・事故フローチャートを周知します。
- ・ 組織外関係者との連携を図ります。
- ・ 各委員会を中心にしてマニュアル作成を継続し、運用できるようにします。
- ・ 法令遵守管理体マニュアル（行動規範）・業務管理チェック表・給付申請の適性・設置基準の適性・加算要件の適性等のチェック表を活用します。
- ・ 賠償責任保険・傷害保険等に関して、状況に応じ見直しを検討し更新していきます。

2. 安全衛生委員会

- ・ 健康管理について学びができるようにしていきます。
- ・ 健康相談等について随時実施していきます。
- ・ インフルエンザ予防接種・検便・健康診断を勧めていきます。
- ・ 食中毒の予防と対策について研修を行い最新の知識を習得していきます。
- ・ 感染症対策について研修の実施、訓練を行い最新の知識を習得していきます。
- ・ コロナウイルス感染対策の取り組みを継続して行っていきます。
- ・ 定例会時において腰痛予防体操実施の継続に取り組んでいきます。
- ・ 利用者や協力者に熱中症や感染予防等健康管理についての情報を提供していきます。
- ・ 働きやすい職場環境の醸成に努めます。
- ・ 定年継続雇用者の面談を実施します。
- ・ 事業所内の定期除草作業について勧めていきます

3. 高齢者虐待防止委員会

- ・ 虐待等の発生防止・早期発見に努め、定期的に確認していきます。
- ・ 虐待が疑われる事案が発生した時は速やかに必要な措置を講じます。
- ・ 虐待が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討します。
- ・ 委員会のメンバーの責務及び役割を明確にし、定期的に研修等を開催します。

4. 介護事故防止委員会

- ・ 事例をもとに、マニュアルを見直し、緊急時対応について確認します。
 - ・ 危険予知の研修を通して、自己覚知につながる研修を行います。
- (苦情処理)
- ・ 苦情の原因究明・再発防止策・研修・ヒヤリハット・事例の記録管理を行いません。
 - ・ 利用者・協力者それぞれの苦情窓口担当の周知を行います。

5. 広報委員会

- ・ 委員会活動を年5回行います
- ・ 「ほっとあい通信」を年2回（令和5年7月、令和6年1月）発行します。
- ・ ほっとあい全体の活動をお知らせするパンフレットの見直しを行い、発行します。
- ・ ホームページの更新を随時行います。
- ・ 年賀状の作成を行い、利用者様・協力会員様・各事業所等に配布します。
- ・ 「ほっとあい交流会」に向けてのパンフレット作成を行います。

6. 地域交流委員会

- ・ 「ほっとあいの家」「おしゃべりサロン」「ほっとカフェ」等に関連しての会議を適宜に開催します。
- ・ その他
 - (1) 研修会・ミニフォーラム・交流会等の企画に関すること。
 - (2) 助成金に関すること
 - (3) 地域の関連するボランティア団体や機関との連携に関すること
 - (4) 地区の区長・民生委員児童委員との連携について
 - (5) オータムフェスティバル参加について
 - (6) 認知症地域支援推進委員や生活支援体制整備委員会活動・社協理事活動について
 - (7) 広報委員会と協力し・ホームページへやインスタグラムへの掲載、広報紙の配布について
 - (8) 保育所・小学校・中学校・高校との連携について
 - (9) その他

7. その他

[防災関連担当者会]

- ・ 建物の面積上、防災計画な事業者ですので、これまでのマニュアルを基本にしていきます。
- ・ 各事業の管理責任者と理事長、副理事長とで立ち上げた防災ラインを活用し、休日や夜間の非常事態には、初期対応を行い利用者情報・協力者情報、安否確認の共有等を行います。
- ・ 防災に関連する年間スケジュールを作成します。
- ・ 日常点検、日々の防災及び防犯に関する確認を行います。
- ・ 水害想定避難訓練を実施し、振り返り・防災教育を行います。
- ・ 火災想定防災訓練を実施し、振り返り・防災教育を行います。
- ・ 地震想定防災訓練を実施し、振り返り・防災教育を行います。
- ・ 備蓄品及び消火器の点検確認を行います。
- ・ 消防用設備等検査を業者に委託して行います。
- ・ 震度5強以上を想定した、法人の対応・連携について検討します。

夜間・休日	利用者対応	安否確認・訪問確認・訪問対応
	協力者状況確認	
	本部を立ち上げるかどうかの検討・連絡ライン	
活動日	利用者対応（全事業との連携）	
	通い	安全確認・事業の継続について・利用者の帰宅・宿泊その他
	訪問	安否確認 訪問確認・訪問対応
	居宅	安否確認 訪問確認・訪問対応
	事務局	通い・事務所内・事務所外回り必要時に本部の立ち上げ準備
	本部を立ち上げるかどうかの検討・連絡ライン	

[安全運行]

- ・ 「車両の業務使用に関する規程」にある、「安全運転管理者」の業務内容を実施します。

◎ 安全運転管理者の業務内容

- ① 「車両台帳」、「運転者台帳」の作成
 - ② 運転者の日常の体調および酒気帯びの有無の確認・記録
 - ③ 車両の点検（定期点検・保険・タイヤ交換等のメンテナンス）
 - ④ 運転日誌の備付け「車両運行表」「活動経路の記録」
 - ⑤ 定例会にて安全運転指導を年2回実施
- ・ 通行禁止道路通行許可書の申請を行います。
 - ・ 各車両の衛生備品の点検を行います。

8. 保険内容の確認

- ・ 保険内容の適正について検討します。
- ・ 事故発生時には保険会社と連携して即応できるようにします。

Ⅲ 地域社会・関連機関・ネットワーク等との連携

- ・ 令和4年度の連携を継続します。
- ・ 地域福祉活動推進に協力します。
- ・ 福祉の心の醸成を支援します。
- ・ 地域たすけあい活動に関する情報の共有を行います。

- ・ 地域支え合い体制づくり・尊厳あるケアネットワークづくりの協働に協力します。
- ・ 新しい地域支援事業の推進に協力します。
- ・ 幼児・学童・中学生・高校生

IV ボランティアの受け入れ コロナ感染予防の徹底と状況により実施

- ・ ボランティアをしてくださる方が、気軽に参加できるように受け入れの体制を整えます。
- ・ 在宅福祉サービスの充実を図り、ボランティアの活動の輪が広がるようにします。
ほっとあいへのボランティア、協力者、利用者、地域の方々、幼児・学童・中学生・高校生

V 実習生の受け入れ

- ・ 利用者みなさんに承諾を得て、実習生の受け入れをします。
- ・ ほっとあいの理念・設立主旨・サービス方針等について理解を得、福祉の心の醸成の機会になるように努めます。
- ・ 居宅介護支援（CM）の現任研修の受け入れ

VI 研修・連絡会

- ・ 定例研修会（毎月第1金曜日 研修・報告・相談等）
- ・ 介護保険事業所に求められている研修を行い、さらにサービスの質の向上のための研修を行っていきます。
- ・ 雇用性のある活動者は参加義務。在宅福祉のみに係わる活動者は自由参加。8、12月は懇親会を予定しています。（コロナ感染状況によります）
- ・ 研修報告書を記入、提出し、研修内容の確認・把握に努めます。
- ・ 欠席の際は、届出を提出しフォローアップ研修を受けられるようにします。
- ・ 個別に課題を挙げ、目標を具体的に設定して達成できるようにします。法人は支援を行います
- ・ 「失敗事例」から学ぶ姿勢を大切にしています。
- ・ 外部研修に参加し、成果を伝達して法人全体のレベルアップを図ります。
- ・ 地域の事業者が集まって行う地域ケア会議や連絡会に参加し、研修します。
- ・ 研修の成果を活動マニュアルに生かしていきます。

VII その他

◎助成金申請

前年度に引き続き主に「ほっとあいの家」「おしゃべりサロン」「居場所」「人材の確保」「新規事業推進」のため、助成金を申請し、財源確保に努めます。

審議事項2 第2号議案 2023年度(令和5年度)予算

令和5年度 事業会計収支予算書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

特定非営利活動法人ほっとあい

(単位:円)

科 目	令和4年度予算		令和4年度決算		令和5年度予算	
I 収入の部						
1. 会費収入						
(1) 正会員会費	103,200		97,800		96,000	
(2) 賛助会員会費	600,000		318,000		300,000	
		703,200		415,800		396,000
2. 事業収入						
(1) 住民参加型在宅福祉サービス事業						
ファミリーサポートホームヘルプ事業	1,200,000		913,700		1,000,000	
ほっとあいの家(デイ・ナイト)事業	2,100,000		2,132,100		2,100,000	
おしゃべりサロン事業	600,000		523,240		500,000	
夢ステーション	0		0		0	
一般介護予防(自主)	1,000,000		1,531,500		1,300,000	
ほっとカフェ	390,000		459,600		450,000	
		5,290,000		5,560,140		5,350,000
(2) 介護保険制度事業						
訪問介護事業	16,600,000		19,979,413		17,100,000	
居宅介護支援事業	16,000,000		14,844,590		16,000,000	
		32,600,000		34,824,003		33,100,000
(3) 障害者総合支援法制度事業	840,000	840,000	755,580	755,580	800,000	800,000
(4) 行政委託事業						
一般介護予防事業(訪問)	600,000		645,000		600,000	
障害者地域支援事業	60,000		41,180		50,000	
介護予防支援事業(居宅)	183,000		280,800		210,000	
養育支援事業(自主)	100,000		95,550		50,000	
		943,000		1,062,530		910,000
(5) 介護保険枠外事業・訪問	300,000	300,000	140,400	140,400	150,000	150,000
会費・事業収入の部計		40,676,200		42,758,453		40,706,000
3. 助成金						
一般助成金	50,000		376,971		250,000	
4. 寄付金	373,000		56,000		290,000	
5. 寄付金積立	360,000		360,000			
6. 雑収入	10,087		2,860		9,730	
7. 受取(預金)利息			57			
8. 還付金			4			
9. 支援補助金			171,304			
		793,087		967,196		549,730
収入の部合計 (A)		41,469,287		43,725,649		41,255,730

科 目	令和4年度予算		令和4年度決算		令和5年度予算	
II. 支出の部						
1. 事業費						
(1) 住民参加型在宅福祉サービス事業						
ファミリーサポートホームヘルプサービス事業	874,000		667,072		800,000	
ほっとあいの家事業(デイ一般介護予防)	2,530,000		2,964,460		2,600,000	
おしゃべりサロン事業	100,000		121,888		100,000	
家・サロン(食材費)	420,000		352,323		420,000	
ほっとカフェ	48,000		27,190		40,000	
夢ステーション	0	3,972,000		4,132,933	0	3,960,000
(2) 介護保険制度事業						
訪問介護事業	10,901,000		12,578,484		11,115,000	
居宅介護支援事業	9,021,000	19,922,000	9,376,826	21,955,310	9,040,000	20,155,000
(3) 障害者総合支援法制度事業	1,186,000	1,186,000	1,024,283	1,024,283	1,040,000	1,040,000
(4) 行政委託事業						
一般介護予防事業(訪問)	671,000		857,423		720,000	
障害者地域支援事業	16,000		15,970		15,000	
養育支援事業(自主)	47,600	734,600	51,170	924,563	25,000	760,000
(5) 介護保険枠外事業・訪問	166,000	166,000	67,878	67,878	67,500	67,500
事業費支出合計		25,980,600		28,104,967		25,982,500
2. 一般管理・事業費						
役員報酬	600,000		600,000		600,000	
管理部門(事務局)	2,040,000		1,974,654		2,040,000	
法定福利費(社会保険等)	3,200,000	5,840,000	3,255,368	5,830,022	3,200,000	5,840,000
衛生費	100,000		139,452		150,000	
福利厚生費	100,000		133,380		150,000	
地代家賃	72,000		84,000		72,000	
減価償却費	2,209,187		2,209,187		1,947,430	
事務用品費	85,000		123,184		100,000	
備品消耗品費	30,000		108,787		30,000	
水道光熱費	700,000		777,771		800,000	
旅費交通費	10,500		10,500		10,500	
支払手数料	495,000		495,000		495,000	
租税公課	147,000		147,700		148,000	
修繕費	30,000		0		30,000	
交際接待費	25,000		9,124		20,000	
保険費	580,000		581,298		542,000	
通信費	520,000		559,246		580,000	
諸会費	73,000		73,000		73,000	
車輛費	890,000		908,925		1,050,000	
図書研究費	0		0		0	
貸倒引当金繰入額	36,000		1,000		36,000	
リース料	710,000		709,848		460,000	
研修会議費	15,000		11,172		15,000	
保守料	1,100,000		936,741		950,000	
委託料	0		0		0	
貸倒損失	0		0		0	
防災費	5,000		22,220		50,000	
雑費	80,000		88,946		90,000	
事業費計		8,012,687		8,130,481		7,798,930
一般管理・事業費合計		13,852,687		13,960,503		13,638,930
3. 借入金支払利息	4,000	4,000	3,667	3,667	2,300	2,300
4. 法人税等引当	72,000	72,000	72,005	72,005	72,000	72,000
5. 予備費		0	0	0		0
6. 長期借入金返済	1,560,000	1,560,000	1,560,000	1,560,000	3,120,000	3,120,000
支出の部合計(B)		41,469,287		43,701,142		42,815,730
収支差引計(A)-(B)		0		24,507		-1,560,000

借入金の増減予定表

科目	期首残高	当期借入予定	当期返済予定	期末残高	備考
長期借入金	6,500,000	0	2,990,000	3,510,000	4月に156万繰り上げ返済 プラス月13万×11ヶ月分

審議事項2 第3号議案 定款の変更に関する事項

定款の変更について次の通り提案いたします。

新	旧
<p>第8条 正会員は会費を納めるものとする。会費は<u>総会</u>で定める。 2 賛助会員の会費は、別に定める定款細則で理事会が定める。</p>	<p>第8条 正会員は会費を納めるものとする。会費はで定める。 2 賛助会員の会費は、別に定める定款細則で理事会が定める。</p>
<p>第11条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の<u>決議</u>によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の接会を与えなければならない。</p>	<p>第11条 正会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の<u>決議</u>によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、決議の前に弁明の接会を与えなければならない。</p>
<p>第18条 役員が次の各号の1つに該当する場合には、総会の<u>議決</u>によりこれを解任することができる。 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、<u>議決</u>の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>	<p>第18条 役員が次の各号の1つに該当する場合には、総会の<u>議決</u>によりこれを解任することができる。 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、<u>議決</u>の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。</p>
<p>第29条 4 総会の議決について、特別の利害<u>関係</u>を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。</p>	<p>第29条 4 総会の議決について、特別の利害<u>関係</u>を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。</p>
<p>第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、<u>総会</u>の議決を経なければならない。</p>	<p>第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、<u>議会</u>の議決を経なければならない。</p>
<p>第51条 (5) <u>正会員</u>の得喪に関する事項</p>	<p>第51条 (5) 社員の得喪に関する事項</p>
<p>第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>	<p>第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。</p>

審議事項2 第4号議案 理事の改選に関する事項

定款 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13章 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3名以上10名以内

(2) 監事2名

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

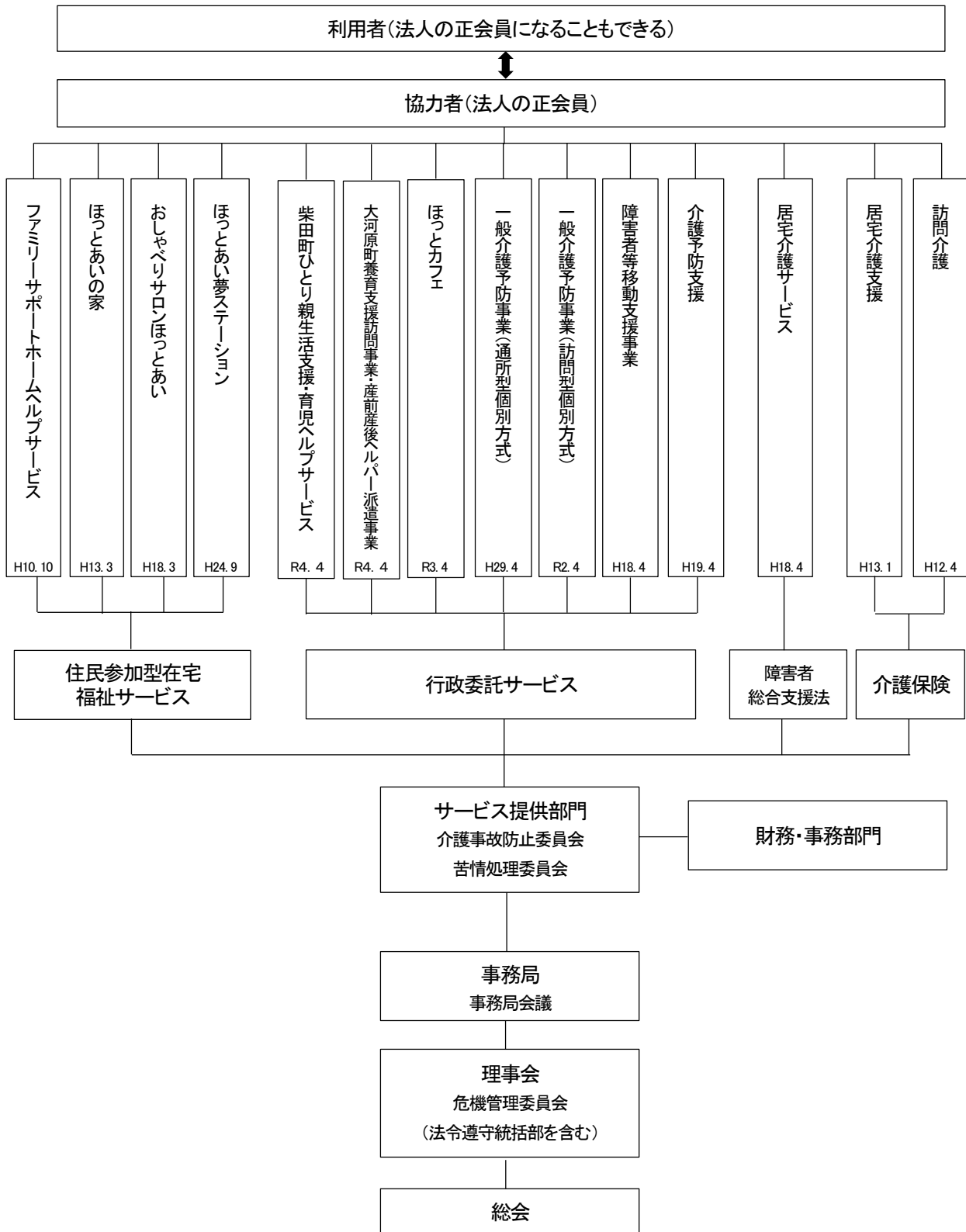
2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

種別	任期	現在	改選後
		2021年(R3)7月1日～ 2023年(R5)6月30日	2023年(R5)7月1日～ 2025年(R7)6月30日
理事		坂本 一	坂本 一
理事		遠藤 雅乃	遠藤 雅乃
理事		渡邊 典子	渡邊 典子
理事		佐藤 まゆ美	佐藤 まゆ美
理事		大久保 圭子	松島 恵美子
理事		松島 恵美子	松野 たみ子
理事		松野 たみ子	社会福祉法人 大河原町社会福祉協議会 事務局次長 古山 哲也
監事		齋藤 英夫	高橋 豪
監事		高橋 豪	須藤 哲

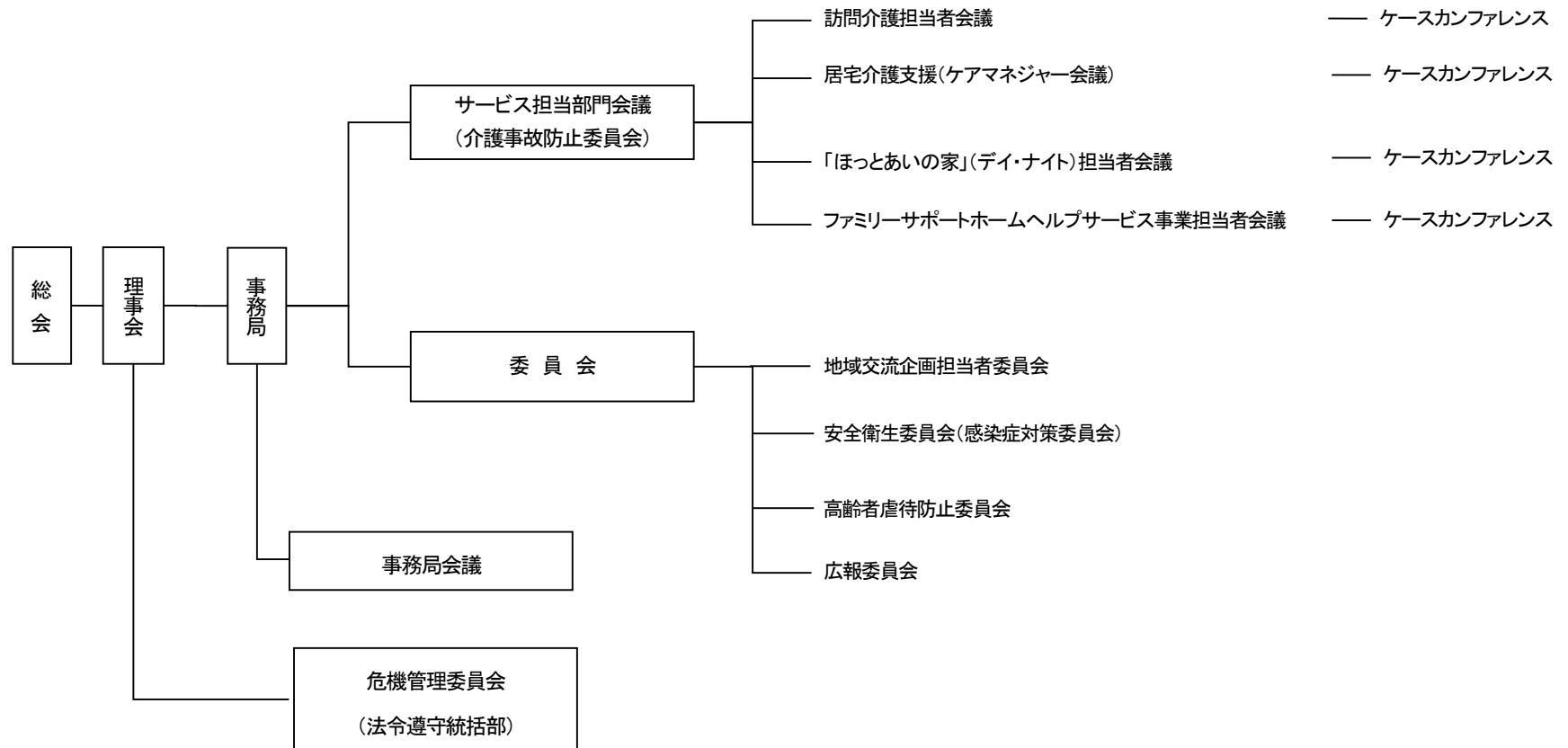
資料

I 組織体系図

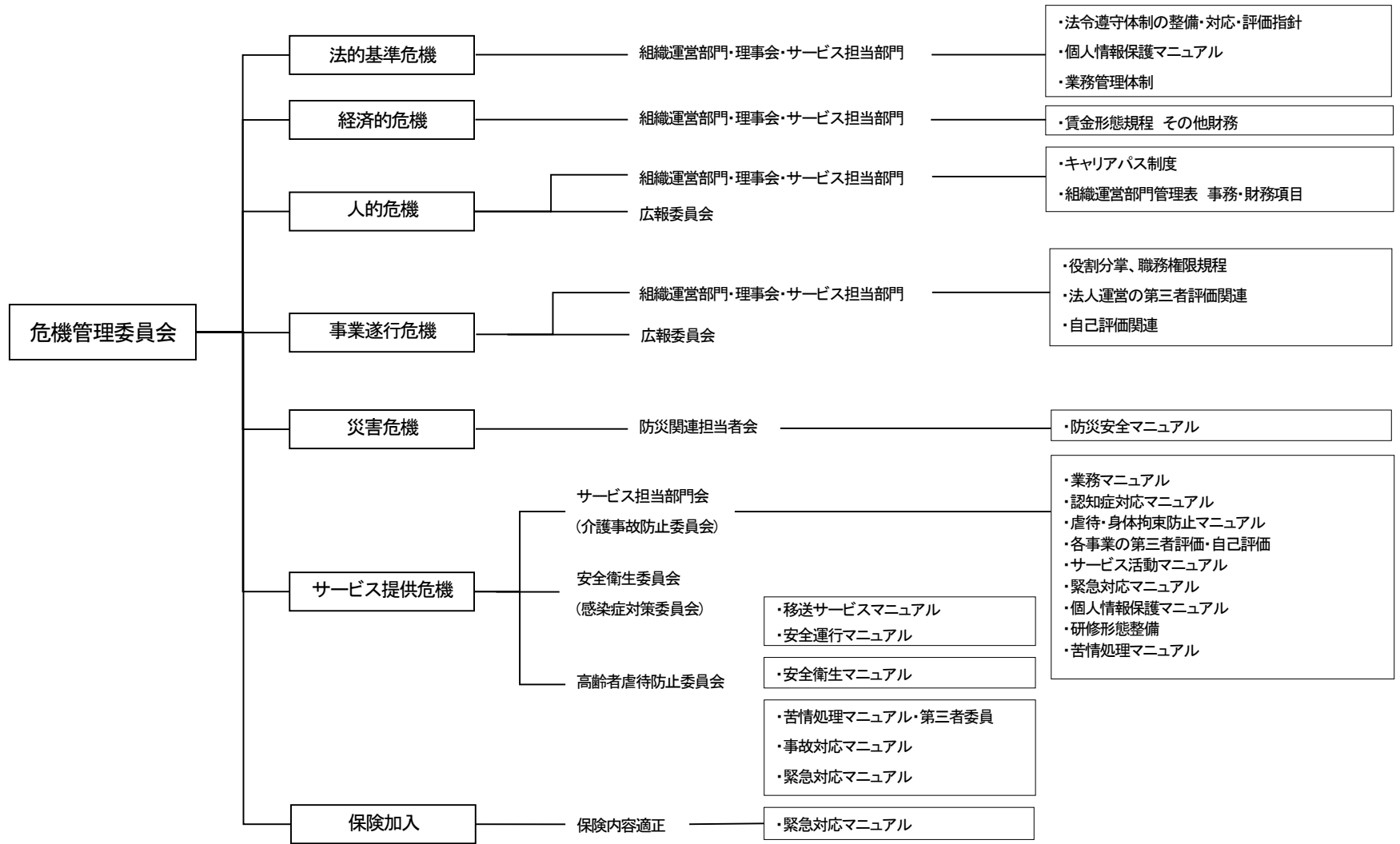
ほっとあいの組織体制図



II 組織体制図



III 危機管理委員会



IV 会議、委員会名簿

会 議 ・ 委 員 会 名	名 前
<p>理事会 危機管理委員会 (法令遵守統括部を置く)</p>	<p>◎理事長 理事</p>
<p>事務局会議 (事務・財務・庶務)</p>	<p>坂本 一 渡邊 典子 ◎遠藤 雅乃 松島 恵美子 松野 たみ子 佐藤 まゆ美 堀江 詠理子</p>
<p>サービス担当部門会議 (介護事故防止委員会)</p>	<p>◎松島 恵美子 佐藤 まゆ美 渡邊 典子 ○松野 たみ子 遠藤 雅乃 斎藤 京子 響 育子</p>
<p>地域交流委員会</p>	<p>◎渡邊 典子 大久保 圭子 佐藤 まゆ美 響 育子</p>
<p>安全衛生委員会 (感染症対策委員会)</p>	<p>◎松野 たみ子 松島 恵美子 ○斎藤 京子</p>
<p>高齢者虐待防止委員会</p>	<p>◎遠藤 雅乃 松島 恵美子 松野 たみ子</p>
<p>広報委員会</p>	<p>◎響 育子 佐藤 まゆ美 大久保 圭子 堀江 詠理子 水野 清子</p>

※各委員会は、ファイルを作成し、会議開催記録を綴る

※出席できない人は、必ずファイルに目を通し、チェックする

※◎印…中心になる方 ○印…次年度中心になる方

V 経営リスク回避対策

経営リスク回避対策 各種保険契約について

令和5年5月1日現在

1. 傷害・賠償保険

種類	保険会社	保険期日	保険料	払込方法	払込日	保険内容
業務災害総合保険 (商工会)	全国商工会 連合会 [代理店] Miriz	令和4/10/1 ～ 令和5/10/1	9,470	月払 自振	27日	死亡・後遺障害：1,000万円 入院日額：3,000円 通院日額：2,000円 使用者賠償責任補償：10,000万円 1災害30,000万円 雇用関連賠償責任補償：1,000万円
事業活動 包括保険 (賠償責任)	東京海上 日動火災 [代理店] Miriz	令和5/4/1 ～ 令和6/4/1	51,790	年払	5/26	施設・事業活動遂行事故：1事故5,000万円 生産物・完成作業事故：1事故5,000万円 事故対応費用：1事故1,000万円

2. 火災保険

店舗総合保険 木造2階建て 257㎡	AIG損害保険 株式会社	令和4/7/6 ～ 令和5/7/6	14,960	月払 自振	27日	基本支払限度額：39,200万円 建物：29,200万円 設備・什器等：1,000万円 水災危険：39,200万円
--------------------------	-----------------	-------------------------	--------	----------	-----	--

3. 自動車保険

ホンダ N-BOX 宮城 581 ひ 3830	AIG損害保険 株式会社	令和5/3/28 ～ 令和6/3/28	5,017	月払 自振	27日	対人賠償1名につき無制限 対物賠償1事故につき無制限 免責無し 人身傷害1名につき1億円 搭乗者傷害1名につき1,000万円 入院日額：15,000円 通院日額：10,000円 ※N-BOX、タント 2台同一保障内容 ※運転者年齢30歳以上限定 [車両保険] N-BOX：175万円 タント：40万円
ダイハツ タント 宮城 580 め 7425		4,683				

4. ボランティア保険

Aプラン	社会福祉 協議会	令和5/4/1 ～ 令和6/3/31	31名 9,300	一括	3/31	死亡保険金：7,400万円 (後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の100%～42%) 入院保険金日額：5,000円 手術保険金 入院中に受けた手術：入院保険金日額×10 それ以外の手術：入院保険金日額×5 通院保険金日額：3,000円 熱中症・細菌感染保障 賠償責任補償：4億円 携行品損害補償：10万円限度(免責金額1事故につき3,000円)
送迎自動車 傷害保険	社会福祉 協議会	令和5/4/1 ～ 令和6/3/31	10,000	一括	3/31	死亡・後遺障害：235.8万円 入院保険金日額：3,300円 手術保険金 入院中に受けた手術：入院保険金日額×10 それ以外の手術：入院保険金日額×5 通院保険金日額：2,100円

5. 生命保険

家計保障定期 保険(定額型)	東京海上	2016年4月 ～ 2032年3月	5,024	月払 自振	26日	家計保障期間：家計保障定期保険の保険期間満了日まで 最低支払保証期間：5年 リビング・ニーズ特約つき 責任開始期に関する特約付
-------------------	------	-------------------------	-------	----------	-----	---

VI 各事業の実施状況

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
				延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数
ファミリーサポート ホームヘルプ事業	インフォーマル ホームヘルプサービス	毎日	利用者宅	1,553名	1,964名	1268名	1426名	1240名
宅老サービス事業	ほっとあいの家 (デイ・ナイト)	デイ 毎日 ナイト 随時	ほっとあいの家	デイ 1154名 ナイト 160名	デイ 887名 ナイト 243名	デイ 919名 ナイト 222名	デイ 716名 ナイト 95名	デイ 1172名 ナイト 84名
移動制約困難者等 の福祉有償運送に 係わる事業	外出支援移動サービス	随時	利用者宅から外出先	76名	121名	164名	231名	272名
地域交流ふれあい 事業	おしゃべりサロン ほっとあい	月・水・金・土	通所介護ほっとあい ホール	50回開催 918名	50回開催 963名	49回開催 1058名	49回開催 1058名	150回開催 1290名
	ほっとあい夢ステーション	火曜日	大河原駅前旧渡辺酒 店	29回開催 301名	48回開催 656名	49回開催 880名	60回開催 2032名	35回開催 2032名
介護保険に関する 事業	訪問介護	毎日	利用者宅	3,755名	4,230名	3936名	3566名	3388名
	居宅介護支援	月～土	利用者宅等	644名	662名	644名	692名	692名
	通所介護	日～金	通所介護 ほっとあい	2,886名	2,683名	2921名	2631名	3194名
障害者総合支援法 に基づく事業	訪問介護	随時	利用者宅等	810名	396名	374名	328名	330名
行政の福祉関連事 業の受託事業	軽度生活支援	随時	利用者宅等	224名	303名	206名	285名	433名
	障害者等移動支援	随時	利用者宅から外出先	183名	136名	117名	99名	88名
	障害者等一時預かり	随時	通所介護 ほっとあい	0	0	0	0	0
その他	地域社会・関連機関との連携 ネットワークとの関連事業	随時	関連場所					

VI 各事業の実施状況

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
				延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数
ファミリーサポートホームヘルプサービス事業	インフォーマルホームヘルプサービス	毎日	利用者宅	1484名	1414名	1367名	1563名	1565名
宅老サービス事業	ほっとあいの家(居場所) (デイ・ナイト)	デイ:毎日 ナイト:随時	ほっとあいの家	デイ1452名 ナイト9名	デイ1400名 ナイト5名	デイ1221名 ナイト10名	デイ1310名 ナイト2名	デイ1344名 ナイト3名
移動制約困難者等の移動に係わる事業	外出支援移動サービス	随時	利用者宅から外出先	316名	458名	381名	375名	ファミリーサポートホームヘルプサービス事業を含む
地域交流ふれあい事業	おしゃべりサロン ほっとあい	月・水・土	ほっとあいの家	144回開催 1428名	144回開催 2199名	144回開催 1765名	156回開催 1890名	153回開催 1992名
	ほっとあい夢ステーション	火曜日	旧タイガー堂靴店	45回開催 991名	57回開催 836名	52回開催 590名	新型コロナ拡大防止のため 休会	新型コロナ拡大防止のため 休会
介護保険に関する事業	訪問介護	毎日	利用者宅	3698名	3162名	2828名	2639名	3651名
	居宅介護支援	月～金	利用者宅等	853名	886名	918名	989名	1036名
	通所介護	月～金	通所介護ほっとあい	3695名	3523名	3422名	2983名	
障害者総合支援法に基づく事業	訪問介護	随時	利用者宅等	332名	310名	231名	235名	273名
行政の福祉関連事業の受託事業	一般介護予防事業 (訪問型個別方式)	随時	利用者宅等	384名	380名	347名	280名	301名
	障害者等移動支援	随時	利用者宅から外出先	99名	73名	23名	29名	26名
	障害者等一時預かり	随時	通所介護ほっとあい	0名	0名			
	一般介護予防事業 (通所型個別方式)	月・水・土	ほっとあいの家		98名	273名	310名	140回 385名
	ほっとカフェ	金	ほっとあいの家					37回 281名
	介護予防支援	月～金	利用者宅	13名	24名	28名	54名	39名
その他	地域社会・関連機関との連携 ネットワークとの関連事業	随時	関連場所					

VI 各事業の実施状況

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	令和4年度				
				延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数	延べ利用者数
ファミリーサポートホームヘルプサービス事業	インフォーマルホームヘルプサービス	毎日	利用者宅	831名	名	名	名	名
宅老サービス事業	ほっとあいの家(居場所)	月・水・土	ほっとあいの家	デイ 1,159名 ナイト 3名	名	名	名	名
移動制約困難者等の移動に係る事業	外出支援移動サービス	随時	利用者宅から外出先	ファミリーサポートホームヘルプサービス事業を含む				
地域交流ふれあい事業	おしゃべりサロン ほっとあい	月・水・土	ほっとあいの家	160回開催 1893名	回開催 名	回開催 名	回開催 名	回開催 名
	ほっとあい夢ステーション	火曜日	旧タイガー堂靴店	新型コロナ拡大防止のため休会				
介護保険に関する事業	訪問介護	毎日	利用者宅	440名	名	名	名	名
	居宅介護支援	月～金	利用者宅等	996名	名	名	名	名
障害者総合支援法に基づく事業	居宅介護	随時	利用者宅等	43名	名	名	名	名
行政の福祉関連事業の受託事業	一般介護予防事業(訪問型個別方式)	随時	利用者宅等	66名	名	名	名	名
	障害者等移動支援	随時	利用者宅から外出先	12名	名	名	名	名
	一般介護予防事業(通所型個別方式)	月・水・土	ほっとあいの家	151回 420名	回 名	回 名	回 名	回 名
	ほっとカフェ	金	ほっとあいの家	47回 331名	回 名	回 名	回 名	回 名
	介護予防支援	月～金	利用者宅	60名	名	名	名	名
	養育支援・産前産後		利用者宅	2名				
	育児ヘルプサービス		利用者宅	1名				
その他	地域社会・関連機関との連携ネットワークとの関連事業	随時	関連場所					